

# KINCUBA BOOK

*How To Create Company*



近大流！  
会社の  
作り方

## KINCUBA Basecamp 施設紹介

### 24時間使えるインキュベーション施設

近畿大学東大阪キャンパスを象徴する西門の目の前に位置し24時間利用可能、登記利用もでき、環境面からも起業を支援しています。

### EVENT

大型のプロジェクタースクリーン、可動式の音響操作を備え、イベント内容に合わせた使い方が可能。定期的に関業界から起業支援の経験豊富なゲストコメンテータを招き、学生の想いに真剣なフィードバックをお伝えします。新たな交流とアイデアが生まれる空間を創出します。

### WORK

1・2階とも全席可動式の机と椅子を配置したオープンスペースで、多様な利用目的に対応できる空間です。スタッフが不在となる時間もあるため死角をなくし、打合せスペースには透過性のあるビニールカーテンを設置、バリアフリートイレもあり、利用者が安心して使える施設となっています。

## USAGE INFORMATION 施設利用案内

### サービス内容

24時間利用可	顔認証	ロッカー利用	郵便物(登記利用)	FREE Wi-Fi
OK 電源	OK 飲食	打ち合わせスペース	イベントスペース	

### 利用料金

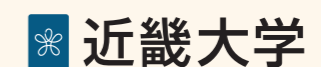
プラン	料金
施設利用	500円/月
登記利用	500円/月

開館時間(24h開館) 【スタッフ有】平日8:30~17:30  
【スタッフ無】平日 17:30 ~翌8:30、土日祝

## KINCUBA Basecamp

〒577-0818 大阪府東大阪市小若江3-6-9  
TEL:(06)4307-5726

<https://www.kindai.ac.jp/kincuba/basecamp/>



# KINCUBA BOOK

## 近大流会社の作り方

CHAPTER 01	はじめに (近大の動き、近大発ベンチャーとは)	02
02	学生時代に起業するメリット	04
03	事業の作り方	06
04	会社の種類 (個人事業主、株式・持分、一般社団法人、NPO法人等の違い)	10
05	会社の作り方	13
06	法人成りのタイミング	17
07	会計、納税	20
08	知っておきたい社会保険制度の基礎知識	24
09	メンバーを増やすときの労務	26
10	資金調達 (出資、融資)	30
11	特許、知財	32
12	事業目的により必要な許認可 (許可・届出・免許)	35
13	補助金の種類や申請 (国、自治体、企業等)	37
14	資本政策	40
15	留学生が起業する場合 (在留資格)	42
	COLUMN	44
	契約書ってなんかコワイ! 起業家の契約書との付き合い方 学生がビジネスコンテストで入賞しその後起業する場合の注意点	
	別録	46
	登記、開業後の手続き一覧	

CHAPTER 01

はじめに

(近大の動き、近大発ベンチャーとは)

近大の動き

「起業するなら、近畿大学へ」

2002年に近畿大学が世界で初めてクロマグロ（近大マグロ）の完全養殖に成功しました。そのニュースは、話題性を呼び、「マグロといえば近大」と認識されるほど、我々の社会生活へ浸透しました。これは、まさに建学の精神である「実学教育」が生み出した成果です。

次に近畿大学が目指すのは、「起業」。

未来を担う学生・研究者に多様な選択肢、可能性、様々な経験が出来るよう支援すべく、2022年、近畿大学発ベンチャー起業支援プログラム「KINCUBA」が誕生しました。

近大の起業支援の体制について

KINCUBAとは

近畿大学生と大学院生、研究者らによる大学発ベンチャーの創出を目指し、ステージに応じたコンテンツの提供や人的ネットワークを活用した起業支援プログラムです。

※「KINCUBA(キンキュバ)」とは、KINDAIとINCUBATIONを組み合わせた造語。

起業を支えるKINCUBAパンフレット



実学社会起業  
イノベーション学位プログラム

2023年4月、多様なアントレプレナーを養成する目的として大学院(修士課程)を開設しました。

カリキュラムの特色

- ・総合大学ならではの強みを生かした教員による講義
- ・起業家をはじめ、国内外の研究機関・行政・コンサルティング企業と社会で活躍する経験豊富な講師陣による講義
- ・東京を中心に約2か月間のインターシップ（有償）の実施、メンタリング体制の充実など

近畿大学発ベンチャーとは

経済産業省の大学発ベンチャーの定義に従い、現役の学生が起ち上げたベンチャーや大学の研究成果を用いたベンチャーなどがあります。

近畿大学発ベンチャーに登録すれば、KINCUBAホームページへの掲載やKINCUBA Basecampにて会社ロゴ掲載を行います。詳しくはKINCUBA Basecampまでご連絡ください。



お問い合わせはこちら  
<https://www.kindai.ac.jp/kincuba/contact/>



近畿大学発ベンチャーの詳細はこちら  
<https://www.kindai.ac.jp/kincuba/kindai-launched/>

KINCUBA Basecampとは

近畿大学東大阪キャンパスを象徴する西門の目の前に位置し、24時間利用可能、登記利用もでき、環境面からも起業を支援しています。同じ夢と志をもった仲間といつでも集うことができる共創空間で、近畿大学発ベンチャーの創出を後押しします。



CHAPTER  
02

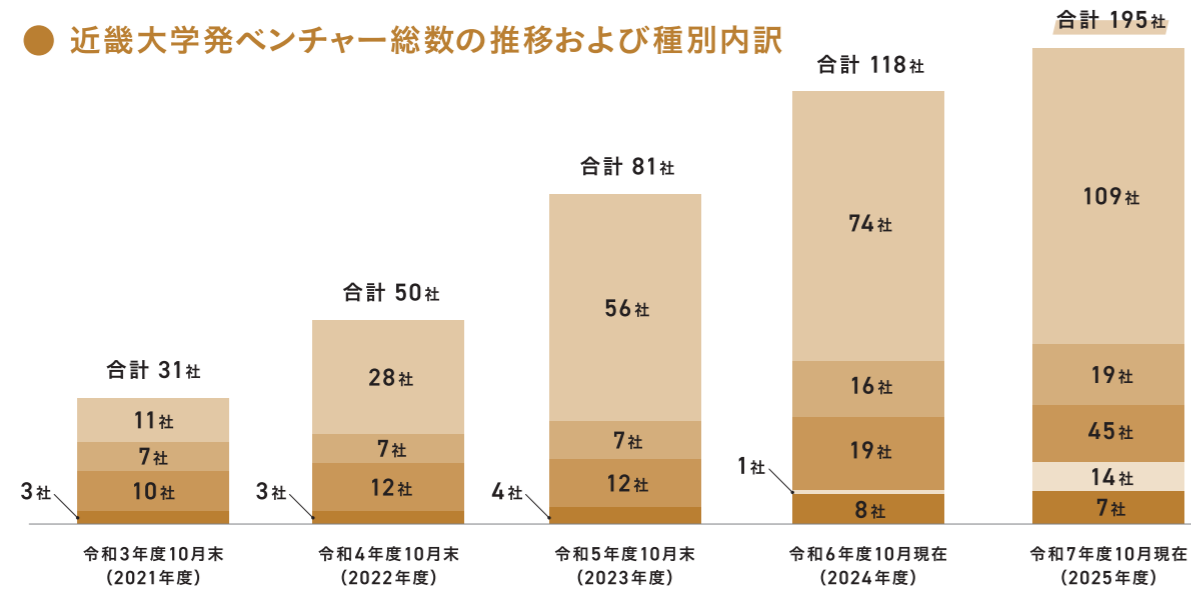
## 学生時代に起業するメリット

CHAPTER  
02

### 学生時代に 起業をめざす人の 増加

学生時代には、勉強、アルバイト、サークル活動、就職活動など、やりたいことがたくさんあります。在学中に様々な経験をした後に、ひと昔前は就職するか、大学院進学等の選択肢が中心でしたが、近年では起業という3つ目の選択肢があり、学生時代に起業をする人が増えています。近畿大学発ベンチャーの中に占める学生ベンチャーの数の増加に注目してください。

### ● 近畿大学発ベンチャー総数の推移および種別内訳



- 学生ベンチャー ..... 学生が在学中に起ち上げたベンチャー
- 研究成果ベンチャー ..... 大学で達成された研究成果を事業化する目的で設立されたベンチャー
- 共同研究ベンチャー ..... 設立5年以内に大学と共同研究等を行ったベンチャー
- 教職員等ベンチャー ..... 教職員が在職中に起ち上げたベンチャー
- 関連ベンチャー ..... 大学からの出資がある、卒業後1年以内の学生が起ち上げた等、大学と深い関連のあるベンチャー

### 学生時代に起業するメリットを より深く知るには

Forbes 30 Under 30 Asia にも選ばれた Acompany 代表の高橋さんのポッドキャストがおすすめ。学生起業のリアルが詰まっています。



ポッドキャスト  
<https://open.spotify.com/episode/4cgfBdSaR7dmb6cKodDBLD>



### アカン経営トピック

Acompany 代表の高橋が「スタートアップ経営」という観点でゆるく話す、ポッドキャスト『アカン経営トピック』です。スタートアップ経営における戦略や組織、日々の考えについて発信していきます。特に、技術系スタートアップのトピック多め。

@ryosuke\_nu <https://acompany.tech/>

### 学生時代に起業するメリット

#### merit 1 起業家マインドを身に 着けることができる

「起業家マインド」とは、新たな事業を創造し、リスクに立ち向かう精神・姿勢のことを指します。起業家マインドを養うには「実際に自分で事業を立ち上げる経験を積む」のが一番です。

#### merit 2 就職活動でもプラスになる

新たな事業を創造し、リスクに立ち向かう精神・姿勢である「起業家マインド」や起業経験により培った経験や人脈は就職活動でも評価されます。たとえ起業に失敗したとしても、事業を立ち上げ、動かしていく経験は唯一無二の財産となります。自らがどんなことを目指し、実現するために試行錯誤しながら努力してきたのか、その過程を就職活動で伝えることで企業からの高い評価に繋がっている先輩起業家がたくさんいます。



#### merit 3 他大学の起業家と 交流することができる

起業に興味・関心のある学生の集まり・コミュニティ間での交流などを通じて他大学の起業家と交流することができます。

#### merit 4 失敗のリスク

パソコン1台のみで事業を始めるなど、スモールビジネスとして起業に挑戦する学生は多いです。赤字になってしまったとしても、そのタイミングで事業をやめ、学業に専念することも容易にできます。そういう意味で起業にチャレンジするならば学生時代がチャンスと捉える方がたくさんいます。

#### merit 5 大学の先生やスタッフの 支援を受けることができる

大学の支援を受けられるのは、学生のうちだけです！

### KINCUBA COLUMN



失敗を恐れず、まずは小さく始めてみよう。  
行動することでしか、  
本当の学びやチャンスは得られません！

#### 西 奈槻 株式会社やるかやらんか 代表取締役

近畿大学農学部に入学後、2020年10月に、麻婆豆腐ラーメン専門店『すするか、すすらんか。』を奈良で開業。その後、近畿大学内に『近大をすすらんか。』を開業した他、心齋橋などにも店舗を構える。ラーメン以外の業態として、多種多様な企業やイベントのプロデュース・ブランディングにも携わっている。

CHAPTER  
03

## 事業のつくり方

### 事業テーマの 見つけ方

よく、新しい事業やビジネスを始めたいけど、どのようなテーマや内容にしたらよいか決めることができないといった声を聞きます。これは、学生に限ったことではなく、企業の新規事業においても同様です。ここでは事業テーマの見つけ方を3つのステップで紹介します。

#### 1 自分の得意なこと、 強みを理解する

自分の強みは何かを棚卸してみましょう。勉強してきた分野や、個性、得意なことでも大丈夫です。また、例えば就職活動の本に載っている自己分析シートを活用することも一案です。自分の強みを理解しておくことは、今後事業を進めていくうえで自信につながります。

#### 2 興味があるテーマ や社会の課題・注目さ れていることを理解す

事業の内容をうまく決められない、見つからない時は、ニュースや新聞など、外に目を向けることが大切です。また、日常生活の中で手間がかかっていること、友達が困っていることなど、身近なところにも課題は存在します。

#### 3 先輩起業家のピッチ (プレゼンテーション)を 聞く

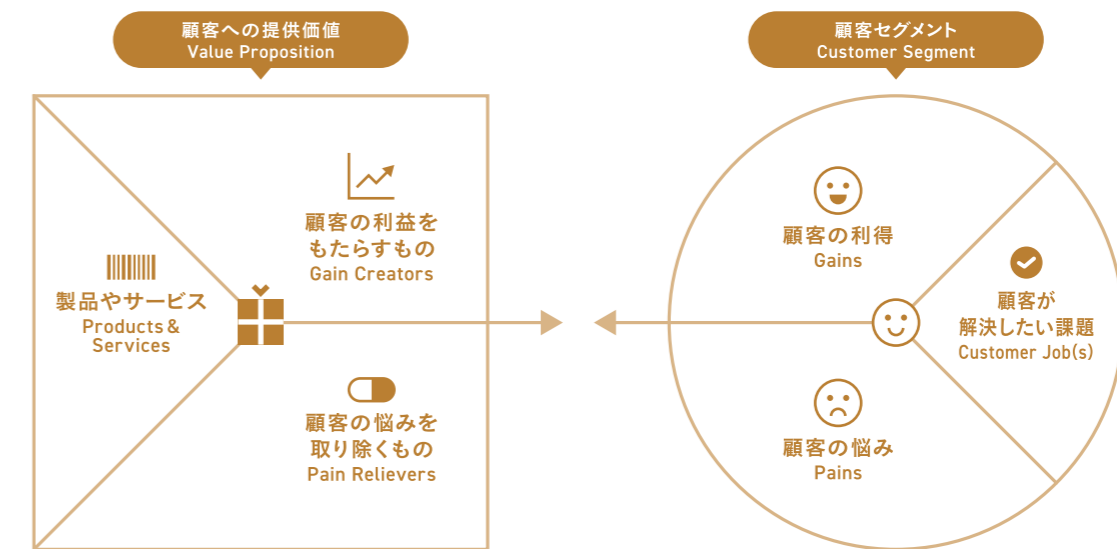
最近では、起業家を対象としたビジネスプランコンテストやアクセラレーションプログラム（短期間で事業を成長させるプログラム）などが多く企画されるようになりました。この企画は、事業テーマを見つけるうえで、以下2つのメリットがあります。

- 1 起業家のピッチやプレゼンテーションには、必ず課題や困りごととサービス（構想含む）が含まれており、課題の見つけ方や課題に対応するサービスを確認することは大きなヒントになる
- 2 イベントによっては、発表会の後に情報交換会が設定されており、先輩起業家に直接課題の見つけ方やサービスの考え方を質問できる

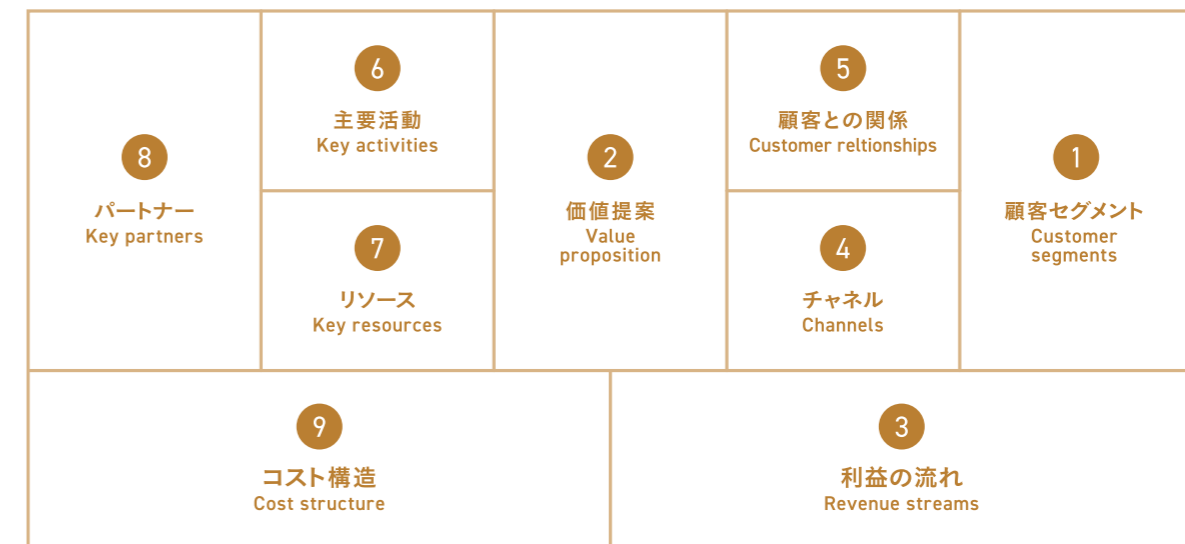
### 事業を具体化する

事業やビジネスを具体化する際には、フレームワークを使いましょう。最もシンプルなのは、バリュープロポジションキャンバスです。ユーザーの課題とあなたが考えているビジネスの関係性を整理できます。また、それをさらに具体的に検討するために、ビジネスモデルキャンバスを使うこともおすすめです。バリュープロポジションキャンバスよりも、自分たちのサービスを作るために必要なパートナーとの関係性や、サービスを流通させる方法、収支などが見える化ができます。ビジネスモデルキャンバスは事業全体の構造を整理するのに有効なフレームワークですが、不確実性が高く、まだ世の中になくような新規事業の検討にはリーンキャンバスがよく用いられます。詳細については解説記事も多く公開されていますので、興味のある方はぜひWeb検索等で調べてみてください。

#### ● バリュープロポジションキャンバス



#### ● ビジネスモデルキャンバス



## 事業計画の作り方

ここでは、事業開発計画を作るときのポイントを3つご紹介します。

point

### 1 仮説と検証を繰り返す

事業やビジネスは、初めから成功することはほとんどありません。そこで事業やビジネスを検討する際には、必ず「仮説」を持ち、それを「検証する」という思考を繰り返すようにしましょう。例えば、ご自身の体験から想起したビジネスプランがあった場合、それはご自身と同じ性格や特徴などもつ大学生にも受け入れられる

だろうという仮説を設定します。そして、検証方法として、ご自身と同じ性格や特徴などもつ大学生とそうでない大学生にインタビューなどを行い、その結果を見て仮説が正しかったかどうかを確認します。

point

### 2 事業開発はマイルストーン(チェックポイント)を区切る

細かく前述の仮説と検証を繰り返し、事業やビジネスの可能性を確認していきます。また、もう少し大きな枠組みとして、下記のようなステップを踏んでいくことが基本形となります。特に、サービスリリース直前に行うPoC(実証実験)は、多額の資金と時間、工数がかかります。そのため、それより前にニーズの有無の確認や収益が出そうかの確認などは、綿密に行う必要があります。なお、もしも受容性や事業性が確認できなかったとしても全く気にす

る必要はありません。むしろ、無駄な資金や時間、工数を削減できたポジティブにとらえるべきです。その時はぜひピボットを検討し、今まで積み上げた経験や検証結果を活用しましょう。また、前述の仮説と検証を繰り返すこととマイルストーンは密接な関係性があります。また順序も決まっていますので、以下のような表の順序で仮説を検証していくことがおすすめです。

#### ● 事業開発のステップ



point

### 3 先輩起業家などに壁打ちをしてもらう

「壁打ち」とは、自分の考えや悩みについて相手に話しそれに対してフィードバックをもらうことを言います。ご自身で事業やビジネスを具体化していくと、視野が狭まってしまい、思考が凝り固

まってしまうことが多いです。そのときは、友人や先輩起業家に検討中の事業やビジネスを話し、壁打ちしてもらい、それにより、見落としていた観点や新しい着眼点を得ることができます。

## 研究開発型テーマの事業開発で重要なこと

研究開発型のテーマは多額の資金と時間がかかるなど、特異的な点もあります。以下に、2つのポイントをまとめます。

point

### 1 仮説と検証を繰り返す

研究開発型テーマの事業やビジネスのほとんどに特許が関係してきます。そこで、自らの事業やビジネスでコアとして用いている特許の状況(例:発明者、出願状況、特許期間、類似特許など)を確認しましょう。また、大学の教員の発明に

よって生じた知財は大学側で管理していますので、リエゾンセンターにそれらの知財の実施権を付与してもらう方法も確認しましょう。

point

### 2 競争的資金や補助金を活用する

研究開発型テーマの事業やビジネスにつなげるためには、知財やエビデンスを強化するために追加の研究開発が必要な場合があります。そのときは、政府系の研究機関や自治体などが出す補助金を活用することが重要です。



#### KINCUBA COLUMN



まずはターゲットとなる顧客へ、なるべくお金をかけずに商品・サービスを“有料”で提供してみる事が重要。そこから学んで次回に活かしていきましょう!

芝先 恵介 株式会社01START 代表取締役

近畿大学文芸学部文学科卒業後、外資系業務ソフト会社に入社し、仲間4人とともに2002年独立。2013年に同社を売却し、フリーランスとしてスタートアップ支援などに従事。中小機構 東北スタートアップ支援担当、大阪産業局 経営相談室 経営サポーター、エンジェル投資家、経営学修士。

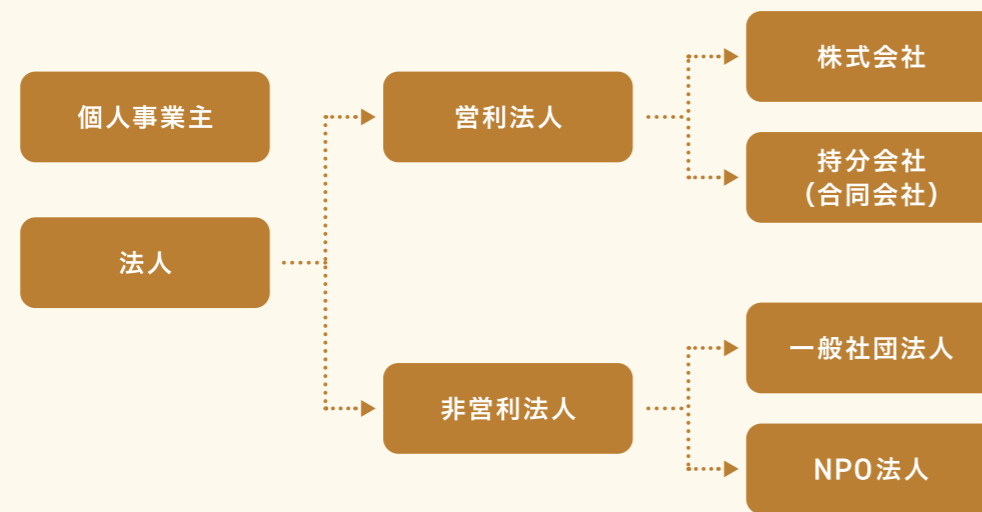
CHAPTER  
04

## 会社の種類

(個人事業主、株式・持分、一般社団法人、NPO等の違い)

### ビジネス・事業を始める際の選択

新しい事業やビジネスを始めるに当たり、個人事業主として開業する選択や、会社を設立してビジネスをスタートする場合、事業内容によってはその他の法人を設立して事業をスタートさせる選択肢もあります。ここではそれぞれの違いについて解説していきます。



### 個人事業主と法人の違い

個人事業主と法人の一番大きな違いは、法人を設立すると文字通り「法人格」を有し、個人とは人格的に切り離された独自の法主体となる点です。

取引先との契約や知的財産権などを含む権利や資産の帰属先、投資家や金融機関からの出資や融資を受ける受け皿として、個人ではなく法人がその主体となって事業を進めることが可能になります。



### 個人の責任負担の違い

個人事業主がその事業を運営していく上で負った債務や、事業のために生じた損害賠償責任の履行などは、原則その個人が支払い義務を全て負担することになります。これを「無限責任」といいます。

しかし、法人の場合は出資した資金以上の責任を個人が負担することは原則ありません。これを「有限責任」といいます。起業家が過度なリスクを負うことなく事業に専念することも可能です。

	個人事業主	法人
法人格	なし	あり
出資者の責任負担	無限責任	有限責任

### 営利法人と非営利法人の違い

法人にも大きく分けて「営利法人」と「非営利法人」があります。「営利法人」とは一般的に馴染みのある株式会社や合同会社などの持分会社を指します。「非営利法人」とは一般社団法人や一般財団法人、その他NPO法人もこれに含まれます。

ここでの「非営利」とは、「利益を出してはいけない」ということではありません。法人の構成員に対し、剰余金の配当や残余財産の分配をしてはいけないということであり、事業目的を達成するために収益を上げることは何ら制限されていませんし、理事や従

業員に報酬を支払うことも出来ます。

そのため、利益の追求ではなく社会問題を解決することを目的とするソーシャルビジネスをする起業家は非営利法人を選択するケースがあります。

### 株式会社と合同会社の違い

株式会社と合同会社の違いはいくつかあります。株式会社はその性質上、会社法上の縛りが多く、設立時や運営上のコストが合同会社に比べて多くかかります。合同会社は株式会社に比べて定款の内容など会社法上の縛りが比較的小さいため、経営の自由度が高く、設立時や運営上のコストも安く済みます。

しかし、一番大きな違いは株式会社は株式を発行できるという

ことです。新株発行や新株予約権を用いた資金調達が可能で、新規株式上場（IPO）を目指すのであれば株式会社であることが前提です。IPOを目指すスタートアップであれば株式会社を選択するケースが圧倒的に多いです。

	株式会社	合同会社
設立時の登録免許税	15万円～	6万円～
定款認証	必要	不要
決算公告義務	あり	なし
役員任期	あり	なし
経営の自由度	低い	高い
株式発行による資金調達	可	不可
将来的な上場	可	不可

## 一般社団法人とNPO法人の違い

一般社団法人とNPO法人の違いは、まずその事業活動の範囲です。先述の通り剰余金の配当や残余財産の分配を行わなければ、一般社団法人は事業活動の範囲に制限はありません。

NPO法人は不特定かつ多数のもののために「特定非営利活動」として法律に定められている20種類の分野に該当する活動を行うことが必要です。

また、一般社団法人は、社員として最低2名の人がいれば設立することが可能ですが、NPO法人は、社員が10名以上必要です。さらに、NPO法人は設立時に所轄庁の認証が必要なため、設立までの期間も半年程度必要になりますし、設立後も所轄庁の監督がなされます。しかし、その分社会的な信用が高くなるなどメリットもあります。

	一般社団法人	NPO法人
設立時の登録免許税	6万円	非課税
定款認証費用	約5万円	不要
所轄庁の認証	不要	必要
設立期間の目安	2～4週間	5～6ヶ月
設立に必要な社員	2名以上	10名以上
必要な役員	理事1名以上	理事3名以上/監事1名以上
事業内容	制限なし	特定非営利活動の20分野
所轄庁への報告義務	なし	あり
市民・利害関係者への情報開示制度	なし	あり(事務所に事業報告書等を備え置き、利害関係人から閲覧の要求があれば、閲覧させなければならない)

### KINCUBA COLUMN



法人を立ち上げようと思ったとき、どの法人にすればいいのか迷うこともあると思います。どの法人にもそれぞれの特徴がありますので、どうしてもわからないときは素直にわからないので相談したいです!とってくださいね。これから経営者になるのなら悩んだときは外部の力を借りることも大切です。

**西谷 尚志** 司法書士法人つむぎ 代表社員

2003年より司法書士事務所に勤務後、にしたに法務事務所を開設。その後、2020年に司法書士法人・行政書士法人・土地家屋調査士法人つむぎを継いだ「つむぎグループ」を設立。代表就任し、現在に至る。

## CHAPTER 05

# 会社の作り方

### 会社設立に向けての準備

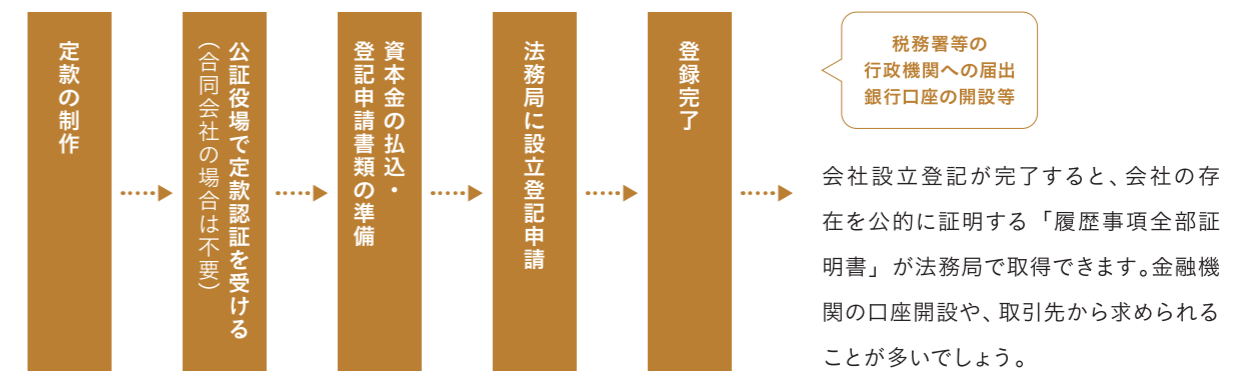
会社を作ることが決まったら、いよいよ会社設立に向けての準備が必要です。ここでは、その際に必要となる準備と大まかな流れについて、株式会社を例に紹介します。

以下にご紹介する一連の手続き(定款の作成から設立登記申請)を進めていくには、一般的には司法書士に依頼したり、freeeやマネーフォワードなどの会社設立サービスを利用する方が多いでしょう。なお、会社設立サービスを利用する場合、当該会社から法的なアドバイスを受けることができませんので、その点ご注意ください。

### 会社の誕生に向けて

会社は、会社の「設立登記申請書」を法務局へ提出し、審査を経て登記が完了することで設立します。

#### ● 会社設立登記までの大まかな流れ



### 会社設立にあたり準備すること

- 1 費用(資本金や定款認証手数料、登録免許税等)の準備  
(最大30万円の法人設立支援金を提供するKINCUBAプログラムがあります。)
- 2 発起人の印鑑証明書・免許証やマイナンバーカードの準備
- 3 取締役個人の印鑑証明書  
※印鑑登録をしていない方はまず住民登録のある市区町村役場で印鑑登録が必要です。
- 4 法人の印鑑(実印・銀行印・角印などの3本セット)  
※発注のタイミングは商号調査が終わってから。
- 5 定款の作成



## 会社設立にあたり決めるべきこと

### 会社設立登記の申請日の決定

- ・法務局への会社設立登記の申請日が会社の設立日となる。
- ・大安、一粒万倍日など縁起の良い日、誕生日や記念日を選択する方もいるが、法務局の閉庁日である土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始は選択できない。

### 会社名(商号)の決定

- ・「株式会社」は商号の前にいれるか後ろにいれるかは自由。
- ・会社名として使える文字は日本語、ローマ字、アラビア数字、特定の記号が利用可。詳しくは法務省のHPを参照



法務省  
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji44.html>

- ・他社と類似している商号を用いると商号使用の差止め請求や損害賠償を受けるおそれがあり、注意が必要。商号調査は法務省のHPを参照。



法務省  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00076.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00076.html)

### 本店の所在場所の決定

- ・KINCUBA Basecamp、登記可能なシェアオフィスや賃貸物件を借りる又は自宅などが選択肢として考えられる。

### 会社の目的の決定

- ・会社の事業は、目的に記載された範囲内で行っていくことになる。
- ・現に行う事業や近い将来始める予定のある事業を中心に検討。
- ・許認可が必要になる事業を始める場合、目的の定め方次第では許認可が受けられず、再度目的の変更手続が必要となる場合は注意が必要。

### 資本金の決定

- ・「金額をいくにするのか」については、設立当初から売上が見込める状況や金融機関から融資を受ける等、状況により様々。
- ・許認可が必要な事業を行う場合は、一定以上の資本金が必要となることもあるので注意が必要。
- ・1つの目安として開業資金+3～6ヶ月程度の運転資金を資本金とする例もあり。

### 事業年度の決定

- ・事業年度とは、納税の観点から、ある時点(開始日)から1年以内の期間(最終日)を区切って会社の損益を確定させるための期間のこと。
- 例えば、7月に会社を設立する場合の一例を挙げると  
 1年目：会社成立日から翌年6月30日まで  
 2年目以降：7月1日から翌年6月30日までという形で設定
- ・開始日と最終日をいつにするのかは自由なので、繁忙期があるような事業の場合は、年度末と繁忙期が重ならないように設定するのも1つ。

### 取締役候補者の決定

- ・1人で起業する場合、たいていはその者が取締役かつ代表取締役になる。
- ・監査役については、小規模の会社では選任しないケースが多い。
- ・大学教員が取締役となる場合は利益相反に注意が必要。

### 発起人(株主)

- ・発起人とは、会社設立の企画者のことであり、会社成立後は株主となる。
- ・複数人で起業する場合、株式の保有比率次第では会社運営上のリスク(詳しくは『14. 資本政策』を参照)が生じることもあるので注意が必要。

／ 以上のことを決めれば、いよいよ定款の作成に取り掛かります。 ／

## 定款の制作

### 定款とは?どうやって作成する?

定款は、会社運営上の基本的な事項を定めたルールブックです。定款は書面(電子定款の場合は収入印紙代4万円が不要)で作成し、発起人全員が署名、押印し公証役場で認証を受けます。なお、定款認証の依頼先は、どこの公証人に依頼しても良いわけではなく、設立しようとする会社の本店所在地の都道府県内にある公証役場が管轄となります。また、定款を作成する際は、公証人連合会のHPに記載のあるモデル定款を参考にするのも1つです。



公証役場一覧  
 (日本公証人連合会HP)  
<https://www.koshonin.gr.jp/list>



モデル定款例  
 (日本公証人連合会HP)  
<https://www.koshonin.gr.jp/format>

### 資本金の払込

定款の認証が終わったら、資本金の払込をします。発起人が1人の場合→その者の金融機関の口座に払込(振込又は預入)をします。発起人が2人以上いる場合→代表者を定めてその者の金融機関の口座に払込(振込)をします。

### 登記申請書類の準備

ここまで来たら後は設立登記に必要な書類の準備です。会社設立登記申請をする際には法人の実印が必要となりますので、発注のスケジュールリングとしては、商号の調査後、この段階に間に合うような形で調整が必要です。

設立登記に必要な書類の一例は法務局のHPをご参照ください。



法務省  
[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html#anchor1-1](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#anchor1-1)

よくある質問!?

## Q & A

### Q 電子定款ってなんですか？

**A** 定款をWord等の文書作成ソフトで作成したものをPDF形式に変換し電子署名を付したものです。

ご自身で電子定款を作成するには、マイナンバーカード、ICカードリーダーやAdobe Acrobat DC(有償版)の準備など様々な環境の設定が必要になるので、専門家(司法書士や行政書士)に依頼するのも1つです。

※行政書士は設立登記申請の代理は出来ませんが、定款の作成は行うことが出来ます。

### Q 会社設立登記に係る費用はどれくらい必要ですか？

- A**
- ・定款の認証費用：資本金の額に応じて3～5万円
  - ・定款に貼付する印紙代：4万円(電子定款は不要)
  - ・登録免許税：資本金の額×0.7%
- その額が15万円に満たない場合は最低15万円  
合同会社は最低6万円、一般社団法人の場合は6万円

### Q 資本金は1円でもよい？

**A** 法律上は最低資本金制度がなくなりましたので可能です。但し、その後事業を行う上で支障が生じることがあり得るので避けた方がよいでしょう。

たとえば、会社を設立した場合は、個人のお金と会社のお金は分別して管理しなければなりません。そのために金融機関で法人名義の口座の開設が必要(詳しくは『【別録】登記・開業後の手続き一覧』をご参照ください)です。その際、資本金の額が考慮されているのが実情です。

また、資本金を1円としたために、会社の運転資金が捻出できず、結局、会社代表者自身がポケットマネーを捻出すること(会社代表者から会社に対する貸付金になる)は、会社の負債になるため、その額次第では金融機関から融資を受ける際にマイナス評価を受けることにもなりかねません。

#### KINCUBA COLUMN



法務局に設立登記の申請をおこなった日が会社の誕生日です。後から誕生日を変えることはできませんが、会社の内容についてはいつでも変えることもできますし、嫌でも変わっていきます。取り返しのつかないこと以外は後で何とかできるさ!ぐらいのリラックスした気持ちで一歩を踏み出してみましょう!

**西谷 尚志** 司法書士法人つむぎ 代表社員

2003年より司法書士事務所に勤務後、にしたに法務事務所を開設。その後、2020年に司法書士法人・行政書士法人・土地家屋調査士法人つむぎを継いだ「つむぎグループ」を設立。代表就任し、現在に至る。

## CHAPTER 06

# 法人成りのタイミング

### 法人成りとは？

法人成りとは、それまで個人事業主として事業を展開していた起業家が、法人(会社)という事業を遂行するハコを作って既存事業を移管し、法人として事業を続けていくことを意味します。

### 個人事業主や各種法人のメリット・デメリット

#### ■ 起業時のコスト

- 個人事業主** 人を雇用せず、自宅をオフィスとする場合などは、費用をかけずに事業を開始することが可能。
- 株式会社** 登記費用として最低でも20万円程度かかる。会社を運営するための資本金の払込が必要となる。
- 合同会社** 株式会社と基本的に同様だが、登記費用は6万円程度と株式会社より少ない。

#### ■ 税務

- 個人事業主** 主に所得税、住民税、消費税などが課税される。所得税は、儲けが大きければ大きいほど税率が高くなり(「累進課税」という)、最大45%の税率となるため注意が必要。
- 株式会社** 主に法人税、法人住民税、消費税などが課税される。法人税は、所得税と異なり基本的に税率は定率であり、また、資本金が1億円以下の中小法人の場合は、年間所得800万円部分に軽減税率が適用されるため、一定水準以上の儲けが出る場合は個人事業主よりも税務上のメリットは大きくなる。赤字の場合でも法人住民税均等割(最低7万円)が課税される。
- 合同会社** 株式会社と同様

#### ■ 対外的な信用度

- 個人事業主** 株式会社、合同会社より低い。大企業の中には与信や取引の継続性の観点から、個人事業主との取引を避けることがある。金融機関からの融資でも、融資額や審査の面で不利に働く可能性がある。
- 株式会社** 個人事業主、合同会社よりも高い。多くの人に馴染みがありすなりと受け入れられやすく、説明コストが少ない。
- 合同会社** 株式会社と個人事業主の中間。メジャーな法人形態ではないため、取引先によっては説明を求められることがある。

## 資金調達の変種

- 個人事業主** 資金調達方法が金融機関からの融資や自治体からの補助金に限定される。
- 株式会社** 金融機関からの融資、株式発行による方法など幅広い資金調達が可能。
- 合同会社** 株式という概念がないため、株式発行による資金調達ができない。

## 将来的な上場

- 個人事業主** 証券取引所に上場することはできない。
- 株式会社** 証券取引所に上場することが可能。
- 合同会社** 証券取引所に上場することはできない。

## 責任範囲

- 個人事業主** 事業が不調に終わり、金融機関からの融資など債務が返済できなくなった場合は、個人の財産をもって返済する義務が生じる。これを無限責任という。
- 株式会社** 仮に会社が倒産したとしても、会社の残った財産をもって返済すればよく、起業家のリスクは出資額に限定される。これを有限責任という。ただし、金融機関から融資を受ける場合は、起業家自身の個人保証を求められることが多い。
- 合同会社** 株式会社と同様

### ● それぞれのメリット・デメリットのまとめ

	個人事業主	株式会社	合同会社
起業時のコスト	◎	△	○
税務	一定以上の利益 △ 赤字or利益少ない○	一定以上の利益 ○ 赤字or利益少ない△	一定以上の利益 ○ 赤字or利益少ない△
対外的な信用度	△	◎	○
資金調達	△	◎	△
将来的な上場	×	◎	×
責任範囲	△	○	○

## 会社設立のタイミングを判断する上で重要なポイント

### point 1 利益の水準

個人事業主の場合、累進課税で最大45%の所得税が課税されるため、一般的には、所得(利益と似た概念)が年間800~900万円になると会社設立による税務メリットが出ると考えられており、所得が同水準を超えることが想定される場合は、会社設立を検討しましょう。  
※税金計算には専門的な知識が必要になるため、正確な検討を行いたい場合は税理士に相談

### point 3 取引先の種類

- ・仕入先や販売先となる取引先に個人やスモールビジネスの中小企業が多い場合  
→必ずしも対外的な信用度の高い会社を設立する意義は乏しいため、個人事業主のままでよいと言えます。
- ・上場企業など大規模な企業との取引が多くなる場合  
→個人事業主との取引を避けられる可能性があるため、会社設立を検討した方がよいでしょう。

### point 2 資金調達の予定

- ・多額の資金調達の予定がない場合  
→個人事業主のままでよいでしょう。
- ・数千万円から数億円の投資(人材採用やソフトウェア開発など)が必要になる予定の場合  
→創業数年の会社にとっては通常融資での資金調達は困難なため、株式会社を設立した上でベンチャーキャピタルなどからの出資で資金調達を行うことになります。

タイミングを  
しっかり見極めて  
判断しよう!



### KINCUBA COLUMN



事業規模などを急速に高めていきたいなど、既に事業計画がある程度明確であれば株式会社化することで信用度や当面の赤字対応などを行うのが良いと思います。一方でまだ手探りという段階であれば、まずは個人事業主として手軽にビジネスチャレンジするのも一つの手です。個人的には、まずは個人事業主から始めてみて手応えを感じたら株式会社化というのが、学生起業としてライトで良いのではないのでしょうか。

**伊賀 公治** 株式会社MAYAホールディングス 執行役員 未来経営戦略室 室長  
1998年NTT入社後、法人営業、サービス開発部門、オープン・イノベーション推進室の立ち上げ等に従事。マンション向けISP事業と公衆WiFi事業、MVNO事業を行うNTTメディアサプライ株式会社の代表取締役社長を経た後、現職。

CHAPTER  
07

# 会計、納税

## 会計

会計とは、企業や個人の経済活動を記録し、財務情報を整理・分析することです。これにより、経営者や利害関係者が経営状況を把握し、適切な意思決定を行うことができます。また、起業をしたら、会計ソフトの導入をおすすめします。

- 財務会計** 外部の利害関係者（投資家、金融機関、税務当局など）に対する報告を目的とする会計。
- 管理会計** 経営者や内部の管理者が経営判断を行うために用いる会計。
- 税務会計** 税金を計算して申告するための会計。各税務申告のため、法人税、所得税、消費税など、各税法に従った利益計算を行います。内容によっては、財務会計の利益と差異が生まれます。

## 財務諸表

企業が決算時期に作成する財務諸表（いわゆる決算書）の中で、極めて重要な3つの書類が「貸借対照表=バランスシート (BS)」、「損益計算書 (PL)」、「キャッシュフロー計算書 (CF)」です。これらを財務三表と呼びます。

貸借対照表と損益計算書の2つは、個人事業主を含めた全ての会社で作成が義務付けられています。一方、キャッシュフロー計算書は、上場企業など有価証券報告書の提出が義務付けられている会社のみ、作成を義務付けられます。

貸借対照表と損益計算書は申告書類として必要なのももちろん、経営状態を把握する為にとっても重要なので、この2つの書類について説明します。

経済状況は  
どんな時も  
把握しておこう！

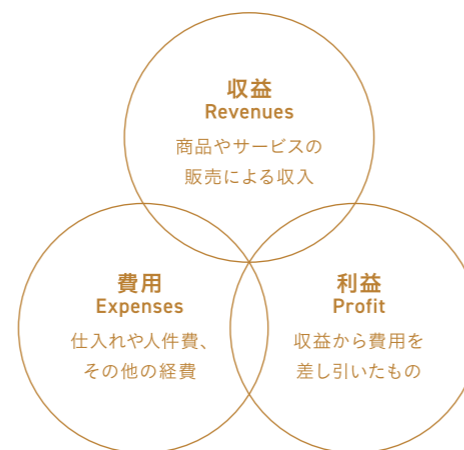


## 損益計算書

損益計算書は、英語で Profit & Loss statement というため、略して PL とも呼ばれています。損益計算書は、会社の一定期間の営業成績を示しており、会社の収益性や成長性を確認することができます。

損益計算書は「収益」「費用」「利益」の3つの要素から成り立っています。「収益」から「費用」を差し引くことで最的な「利益」を計算します。

### 損益計算書の3つの要素



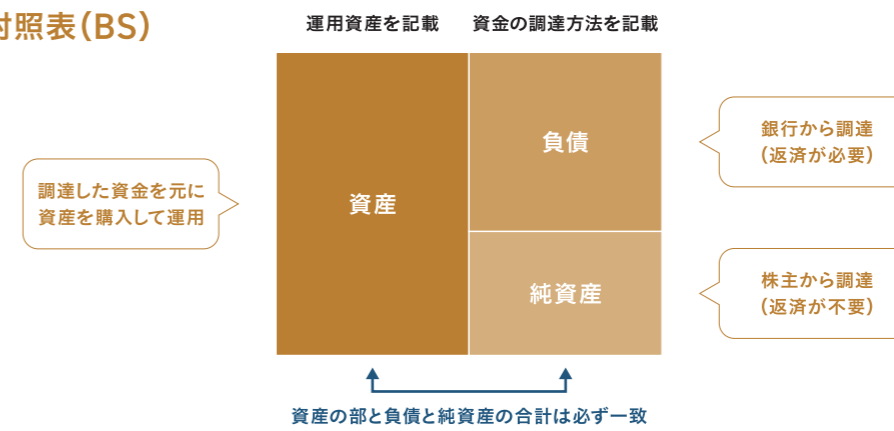
## 貸借対照表

貸借対照表はバランスシート (Balance Sheet) とも呼ばれ、略して BS といいます。貸借対照表では、会社の一定時点における財務状況を確認することができます。貸借対照表を用いて経営分析することで、経営の安定性や支払い能力を評価します。

貸借対照表は、会社が調達した資金（負債・純資産）の使い道（資産）を表しています。表の左側は「資産」が記載され、会社が保有する資金と使い道を意味します。表の右側は「負債と純資産」が記載され、資金の調達方法を意味します。貸借対照表の左側（資産）と右側（負債と純資産）の金額は常に一致します。

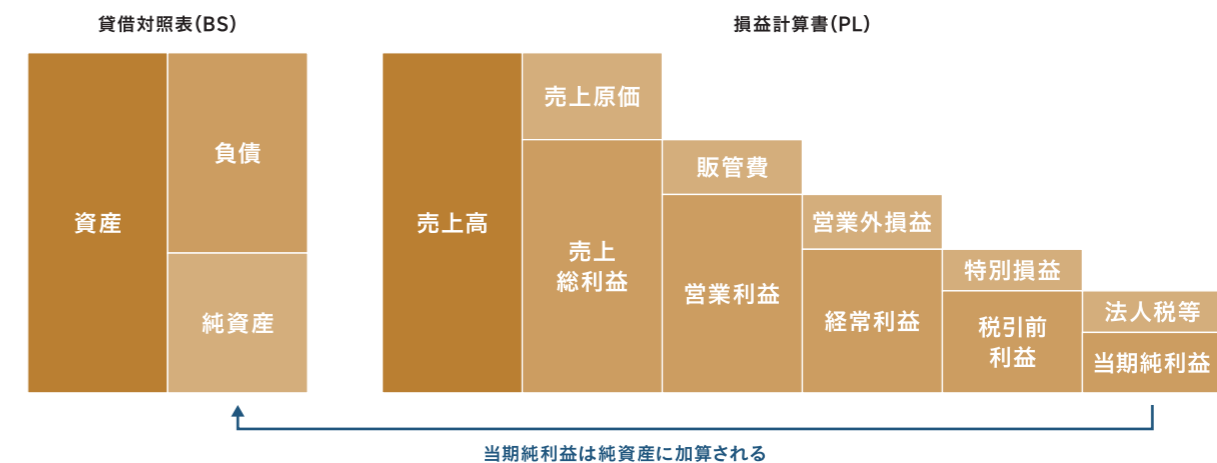
また、表の左側の「資産」から、表の右側の「負債」を引いた金額、つまり「純資産」がマイナスになった場合、債務超過となります。債務超過になると、金融機関からの資金調達が困難となることがあるため、起業家は資産と負債のバランスを意識しておく必要があります。

### ● 貸借対照表 (BS)



## 貸借対照表と 損益計算書の関係

貸借対照表と損益計算書は密接に関連しています。損益計算書で計算された利益は、貸借対照表の純資産に反映されます。財務諸表を正確に作成するためには、日々の取引を記録したうえで決算手続きが必要です。



## 決算

決算とは、一定期間（通常は1年間）の経営活動を総括し、財務状況を明らかにするための手続きです。法人では会社法の規定により、決算書類は定時株主総会の承認を受ける必要があります。また、定時株主総会の承認により確定した決算に基づいて税金を計算し、税務申告を行い、納税する義務があります。

## 税務申告(法人の確定申告)

### ● 法人の主な税務申告

※法人を前提として記載しています。個人事業主の場合は所得税・個人事業税等に置き換えてください。

税目	内容	期限・提出先
法人税	法人の所得に対して課される税金	事業年度終了日の翌日から2か月以内に申告(税務署)
法人住民税 (都道府県税・市町村税)	地域社会の一員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めらるために課される税金 <small>※法人の場合、赤字でも均等割は納税しなければなりません。(例：大阪市に所在する場合、大阪府2万円+大阪市5万円の合計7万円)</small>	事業年度終了日の翌日から2か月以内に申告(都道府県税事務所及び市町村役場)
法人事業税	法人が行う事業そのものに課される税金	事業年度終了日の翌日から2か月以内に申告(都道府県税事務所)
消費税	前々年の売上が1,000万円超となった場合や特定期間が1,000万円超になった場合は納税義務が発生します。	事業年度終了日の翌日から2か月以内に申告(税務署)
源泉所得税	法人は「源泉徴収義務者」として、従業員の給料から所得税・住民税を差し引いて納付することとなっている。	徴収日の属する月の翌月10日に支払(納期の特例の適用がある場合は、7月10日と1月20日)(税務署)

### 休眠会社の 税務申告について

法人税は、会社の所得に対して課せられる税金であり、事業を継続して所得がある限り課税されます。一方で、休眠会社は、事業を休止しており所得を生み出さない状態が継続するため、休眠期間中は法人税は発生しませんが、法人住民税の均等割に関しては所得に関わらず原則として毎年税額が発生します。休眠会社とする手続き(異動届出書に休業する旨を記載し提出)を行えば自治体によって免除されるケースもあるので、各自自治体への確認をおすすめします。

## 節税

節税とは、法律で定められたルールを理解し、税務上の仕組みを適切に利用しながら支払う税金を減らす行為をいいます。よく「経費で落とすと節税になる」と聞きますが、事業活動における支出を経費として計上することで、企業の利益が圧縮され、法人税などの税負担を軽減できることが理由です。つまり、節税のため経費計上することは、利益を減少させることであり、一般的に利益がしっかり出ていることが前提となります。

### ● 法人の節税対策の種類

節税対策の種類は、「繰延型」と「永久型」の2つに分けられます。

#### 繰延型の節税対策とは

繰延型の節税対策とは、税金の支払いを将来にまわす手段を指します。遅らせるだけなので、後でその分の税金を支払うことになります。繰延型の節税対策は日常的に行うものと決算前に行うものに分けられ、日常的なものとしては、定期保険や養老保険といった生命保険への加入などが挙げられます。

#### 永久型の節税対策とは

永久型の節税対策とは、支払うべき税金を実際に(永久的に)減少させる手段を指します。この点が、後に税金を支払うこととなる繰延型と異なります。具体的な対策例として、出張旅費規程に基づいた出張手当の支給や、従業員への決算賞与(ボーナス)の支給、業務に従事している親族への役員報酬の支給による所得分散などです。

## まとめ

節税は基本的に資金の流出を伴うものが多く、不必要な支出をすることによって手元資金が減ってしまったり利益を圧縮することによって金融機関からの評価が下がり融資を受けにくくなる可能性があるといった側面もありますので、過度な節税には注意しなければいけません。

### KINCUBA COLUMN



会計というのは会社の成績表、そこから来る納税は義務であると同時に社会的信用にもなります。その証拠に大きな取引では決算書や納税証明書の提出が求められることもあります。納税はしんどいですが、社会的信用を勝ち得ながら会社を発展させていきましょう。

#### 古屋 裕樹 税理士法人 古屋会計事務所 税理士

1990年生まれ、2012年近畿大学卒業。近年の企業環境の急激な変化に伴い、税務のみならず経営や労務・不動産・金融等様々な業務に従事。現在は税理士業務他、大学で経営や会計についての講師、NPO法人理事も兼務。中小企業のコンサルティングにも従事し、起業・継業まで多様な相談に対応している。

CHAPTER  
08

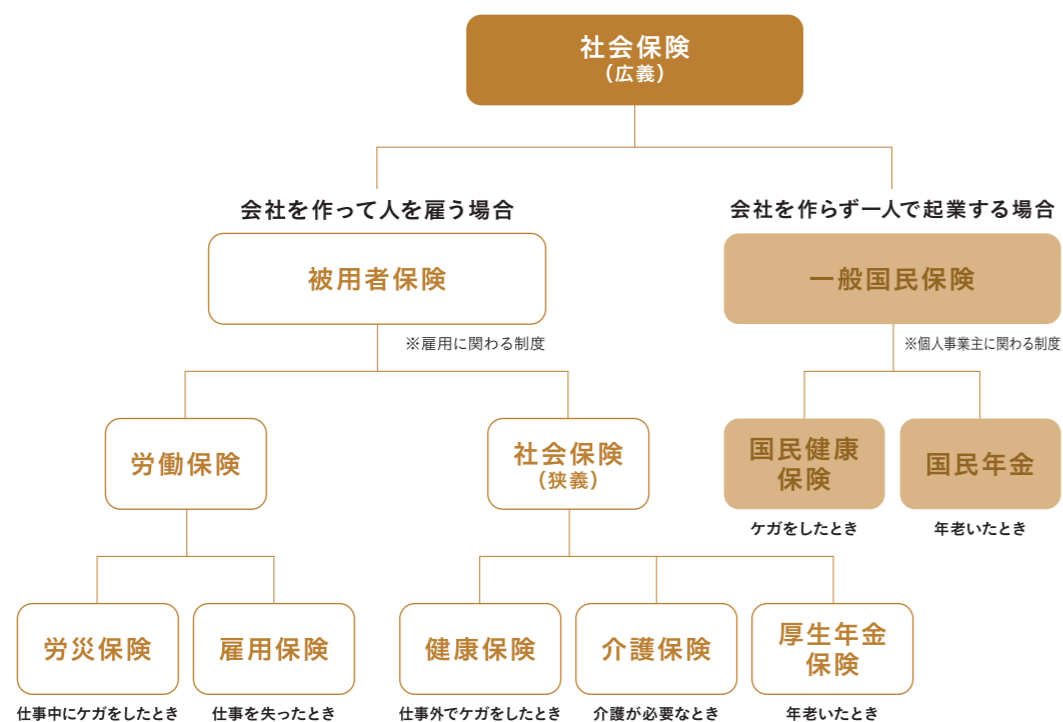
## 知っておきたい社会保険の基礎知識

### 社会保険制度とは何か

社会保険は、全国民に加入が義務付けられており、会社（個人）が人件費（個人の所得）に応じて保険料を負担します。この保険料負担は年々増加する傾向にあり、ビジネスを行ううえでは無視できない経費（支出）となっています。

### ● 社会保険制度の全体像

社会保険は、大別すると従業員を雇用する場合に必要な「被用者保険」と個人事業主として理解しておきたい「一般国民保険」とに分かれます。「社会保険」という単語は、広い意味（広義）と狭い意味（狭義）で使い分けられる場合があります。次の図を参考にしてください。



各保険給付の内容はこちら



健康保険  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sb3170/>



公的年金  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin\\_shikumi\\_03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi_03.html)



雇用保険  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance\\_summary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_summary.html)



労災補償  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/)



労災保険  
[https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/rousai\\_hoken/rousai.html](https://site.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/rousai_hoken/rousai.html)

### 社会保険（狭義）における扶養制度の内容

#### 扶養制度とは？

社会保険（狭義）では、保険に加入している人（被保険者）が病気になったり、けがをしたときや亡くなった場合、または出産した場合などに保険給付が行われますが、扶養している家族についての病気・けが・死亡・出産などについても保険給付が行われます。扶養される人を「被扶養者」と呼び、一定の要件を満たした親族を被扶養者とすることができます。一方、一般国民保険に扶養という考え方はありません。

#### 被扶養者として認められる条件

- ・被保険者の配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母、祖父母など（3親等内）
- ・被保険者の収入により生計を維持されていること。（年間の収入が130万円未満かつ被保険者の年間収入の2分の1未満）※例外あり

ご両親などに扶養されながら起業した場合、年間収入が130万円以上と見込まれると、扶養から外れることとなり、他の保険制度に加入しなければなりません。そうすると、保険料の負担が発生しますので注意しましょう。130万円以上の収入が見込まれる場合には、前表を参照し、該当する保険制度へ加入手続きを行ってください。

#### まとめ

社会保険制度の内容は、複雑かつ多岐にわたります。手続きが難しいと感じることがあれば、外部の専門家に手続きを依頼することや、各行政の窓口にお問い合わせることで、スムーズな事業運営が可能になります。

分からないことは気軽に相談しよう！



#### KINCUBA COLUMN



社会保険は、病気やけが等が起きたときに個人や家族、会社を守ってくれる制度です。ただ制度で、保険料の負担も大きいので、個人事業主から法人にするとメンバーを増やすときは専門家に相談するのがおすすめです！

永井 拓至 ロープラス社会保険労務士法人 代表社員

近畿大学を卒業後、土業向けコンサルティング会社に就職。土業向け情報誌の編集を担当するなかで社労士に興味を持ち、2017年（25歳）に社労士業界に転職。2021年にはロープラス社会保険労務士事務所を開業し、2022年に法人化。100社以上の企業に人事労務のワンストップサービスを提供し、「この会社で働きたい」と思える環境を生み出している。

CHAPTER  
09

## メンバーを増やすときの労務

how to

### 1 役員として参画してもらう

役員とは、会社法上の「取締役」「会計参与」「監査役」の三役を指しますが、ここで重要なのは「労働者ではない」という点です。兼務役員を除き、役員には労働法が適用されません。これは、役員が会社の意思決定に直接関与し、経営責任を負う立場にあるからです。

役員に労働法が適用されないということは、会社側からすれば、労働時間や解雇などの規制を受ける

ことがなく、また、原則として雇用保険料の負担がありません。

一方、経営に関する重要な意思決定に関与することになるので、その人に役員としての適性や信頼性があるかを判断することが重要です。



how to

### 2 業務委託する

業務委託とは、特定の業務を社外の個人や企業に委託することです。委託者（会社や事業主）と受託者（委託を受けて業務遂行する人）は対等な立場であり、業務委託契約に基づいて業務を執行してもらいます。受託者は労働者ではないので、労働法の適用を受けません。

業務委託は、短期間やプロジェクト単位で関与してもらうことが容易なので、人材活用の柔軟性が高く、社会保険料や雇用保険料の負担がありません。また、労働時間や解雇などの規制も受けません。

一方、雇用のように直接的な指揮命令権があるわけではないので、仕事のやり方については基本的に相手に任せることになります。また、短期的な付き合いとなるケースが多いため、長期的な関係構築が難しいこともあります。互いの関係は契約内容に基づいたものになりますので、業務委託契約書を作成し、業務内容や条件を明確にしておくことが望ましいです。

## メンバーを増やす方法

事業が進んでいくと、メンバーを増やしたいと思うタイミングが訪れます。メンバーを増やすには、主に次のような3つの方法があります。

- 1 役員として参画してもらう
- 2 業務委託する
- 3 雇用する

それぞれの方法について、詳しくみてみましょう。

how to

### 3 労働者として雇用する

会社や事業主を「使用者」、採用するメンバーを「労働者」として、労働契約（雇用契約）を結びます。雇用する場合、労働者は使用者の「指揮命令下」で働くことになり、労働法が適用されます。

雇用契約を結んだ使用者と労働者は、ちょうどコインの裏表のように「権利」と「義務」がそれぞれ発生します。使用者は、「労働者から労務の提供を受ける権利」を得る代わりに、「労働者へ賃金を払う義務」を負います。一方、労働者は、「使用者に賃金を請求する権利」を得る代わりに、「使用者へ労務を提供する義務」を負います。

一方、経営に関する重要な意思決定に関与することになるので、その人に役員としての適性や信頼性があるかを判断することが重要です。

雇用においては、仲間になるメンバーと長期的な関係を築くことで、その人のスキル向上やキャリアを支援することができ、また、安定した業務遂行が期待できます。

一方、労働法による規制が適用され、社会保険や雇用保険の加入義務も発生します。

	労働者性	労働法の規制を受けるか
役員として参画	なし	受けない
業務委託	なし	受けない
雇用	あり	受ける

参画・業務委託・雇用はうまく使い分けて活用してこう！



## 雇用と業務委託の違い

学生の皆さんから非常に多く聞かれるのが、「雇用と業務委託、どちらがよいですか?」という質問。また、「アルバイト」「インターン」「フリーランス」「非正規」など、雇用や業務委託に関連する言葉がたくさんあるけれど、正直なにが何だかよく分からない、という話もよく聞きます。

### 雇用とは

前述のとおり、雇用とは、使用者と労働者が雇用契約を結び、「労務の提供を受ける/提供する」「賃金を払う/もらう」権利と義務をお互いに保持しあう関係になります。

雇用というと、「正社員」のイメージが強いかもしれませんが、「アルバイト=業務委託」「非正規=業務委託」と思われることがありますが、アルバイトや非正規も「雇用」の一形態です（「非正規」とは、フルタイム無期以外の雇用形態を指して呼ぶことが多く、アルバイトや有期契約社員などがその代表例です。）。雇用契約を結ぶのなら、1日しか働かない日雇い形態であっても、業務委託ではなく雇用になります。

雇用した労働者は労働法の適用を受けるため、使用者である会社や事業主には、労働基準法や労働契約法などによる規制が発生します。

代表的なものとしては労働時間の規制があり、1日8時間・週40時間を超える労働をさせることは原則禁止され、特別な届出をした場合に限り、時間外労働として許されます（時間外労働には割増賃金を払う必要があります。残業代のことですね。）。また、解雇についての規制もあるため、その人が不要になったからといって一方的に辞めさせることは事実上困難です。

さらに、健康保険や厚生年金保険などの社会保険、雇用保険や労災保険などの労働保険への加入義務も発生します。このように聞くと、「雇って大変だな」という感想をもたれるかもしれませんが、しかし、事業を大きく育てるために長期的なメンバーシップを築きたいという場合や、エンゲージメントを高めたい場合には、雇用という安定的な形態がメリットとして機能します。

### 業務委託とは

委託者（仕事を頼む側）と受託者（仕事を受ける側）とが対等な立場で業務委託契約を結び、業務を遂行するのが業務委託です。委託者・受託者ともに労働法規制を受けず、社会保険や労働保険の適用もありません。なお、業務委託を受ける個人事業主を「フリーランス」と呼ぶことがあります。

### 雇用と業務委託の違い

最大の違いは「指揮命令関係にあるかどうか」です。そして、それは形式的な契約形態ではなく、「実態」で判断されます。

業務委託契約にしたらず残業代を払わなくて良いと考えて、実際には就業時間を拘束し業務命令しているような場合は、実態として雇用の性質をもつことになるので注意が必要です。形式的には業務委託契約であっても、それは雇用関係と判断されるからです。

雇用では、労働者は使用者の指揮命令下で働くのに対して、業務委託では、受託者は自己の裁量で業務を遂行する。この点を違いとして認識いただければ、まずはOKです。

## 雇用・業務委託に関する手続き

### 雇用の場合

雇用することが決まったら、まずは労働者へ「労働条件通知書」という書面を交付します。これを雇用契約とあわせて「労働条件通知書兼労働契約書」として調印する場合も多いです。労働条件通知書には、雇用期間や働く場所、業務、始業終業の時刻、賃金、退職に関する事項などを記載します。厚生労働省のHPに参考例がありますので、ご参照下さい。

そして、社会保険や雇用保険の要件に適合する人については、その加入手続きを行います。（社会保険の手続きについては『8. 知っておきたい社会保険制度の基礎知識』をご参照下さい。）



厚生労働省  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html)

### 業務委託の場合

業務の内容や成果物の品質基準、報酬額や支払い条件などを決め、業務委託契約を結びます。

業務委託契約には、委託する業務内容、報酬、納期、契約期間、責任の範囲などを記載します。

なお、ソフトウェア開発などの分野では、本格的な業務委託契約の前にプロトタイプを開発してみるということがよくありますが、その際は相手に仕様書を渡すときに「秘密保持契約（NDA）」を結ぶことが多いです。NDAについては、経済産業省から参考例が出ていますので、参照するとよいでしょう。

### 役員参画の場合

役員として参画してもらう場合は、会社の定款に則り、株主総会を開催して役員を選任し、役員変更登記の手続きを行います。登記手続きについては、法務局のHPに申請書作成例などが掲載されていますので、ご参照下さい。



法務局  
[https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-1.html#anchor1-2](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html#anchor1-2)



経済産業省  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#handbook>

### KINCUBA COLUMN



会社を成長させていくには、自分以外のメンバーを増やす段階が必ず来ます！一緒に働くメンバーが安心して、活躍できるように契約書といった労務環境を整備していくのは大事でしょう。

**永井 拓至** ロープラス社会保険労務士法人 代表社員

近畿大学を卒業後、土業向けコンサルティング会社に就職。土業向け情報誌の編集を担当するなかで社労士に興味を持ち、2017年（25歳）に社労士業界に転職。2021年にはロープラス社会保険労務士事務所を開業し、2022年に法人化。100社以上の企業に人事労務のワンストップサービスを提供し、「この会社で働きたい」と思える環境を生み出している。

CHAPTER  
10  
資金調達  
(出資、融資)

資金調達の手段

資金調達をする手段として、主に**出資**と**融資**があります。出資と融資はそれぞれ特性があり、必ずしも、出資の方が優れていて、融資の方が劣っているというわけではなく、置かれた状況に応じて資金調達手段を選ぶことが大事です。

出資に関しては、エンジェル投資家、ベンチャーキャピタル(VC)、事業会社、機関投資家などから調達を行います。一方、融資に関しては、主に銀行などの金融機関から調達を行います。なお一般的に、創業期の場合は、政府系金融機関である日本政策金融公庫からの調達が多い傾向にあります。

それぞれの  
資金調達手段の特性

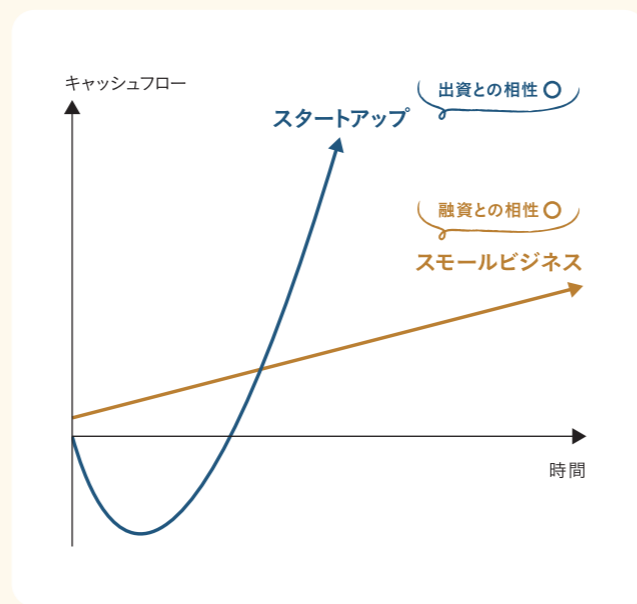
出資と融資でそれぞれ特性があります。出資と融資の違いをまとめると、以下のマトリックスになります。

	返済への義務	貸借対照表の項目	経営への意思決定への影響
出資	なし	純資産	原則あり
融資	なし	負債	原則なし

スタートアップとスモールビジネス

スタートアップは、赤字を描きながら、爆発的に事業が成長していくモデルです。一方、スモールビジネスは、キャッシュフローの範囲内で安定的に成長しているモデルになります。

スタートアップは出資と相性がよく、スモールビジネスは融資と相性がいい関係性にあります。ただし、あくまで基本的なロジックであって、昨今ではスタートアップでも融資による調達が増えています。スタートアップでもステージによっては、キャッシュフローが安定的に創出できるフェーズもあり得るためです。



クラウドファンディング

インターネットの普及に伴いクラウドファンディングによる資金調達も選択肢にあげられます。近畿大学の学生は、このうち「購入型クラウドファンディング」や「寄付型クラウドファンディング」の利用実績があります。

購入型  
クラウド  
ファンディング

寄付型  
クラウド  
ファンディング

株式投資型  
クラウド  
ファンディング



クラウドファンディングは  
うまく活用してこう！

より詳細を知りたい場合は  
こちら



CAMPFIRE アカデミー  
<https://camp-fire.jp/academy/articles/article-1#topic-2>



近畿大学 × CAMPFIRE  
<https://camp-fire.jp/channels/kindai>

※近畿大学はCAMPFIREと連携しています。

KINCUBA COLUMN



起業するための資金計画は非常に重要であり、描いた事業を実現させるために避けて通れない課題です。スタートアップの資金調達や、事業計画・資本政策についてアドバイス、サポートします。気軽に相談してください。

山口 泰典 株式会社ファンファーレ 代表取締役

国内 VC 大手の JAFCO に新卒入社後、14 年間東京、関西エリアでのベンチャー投資を担当。2018年に独立後、スタートアップ向け資金調達支援、アクセラプログラムの運営支援、広島大学や近畿大学での起業メンターとして従事。

CHAPTER  
11

特許、知財

知的財産の重要性

ビジネスを考えていく上で、「知的財産」は無視できない存在でしょう。知的財産は、人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物であり、財産的な価値を持つものを指します。知的財産権は、「生み出したアイデアを真似されない権利」であり、法律で保護されています。

主な知的財産の種類

代表的な知的財産権

**特許権** 発明と呼ばれる比較的程度の高い新しい技術的アイデア（発明）を保護します。

**著作権** 文芸、学術、美術、音楽の範囲において、作者の思想や感情が創作的に表現された著作物を保護します。

**意匠権** 物や建築物、画像のデザイン（意匠）を保護します。

**商標権** 自分を取り扱う商品やサービスと、他人が取り扱う商品やサービスを区別するための文字やマーク等を保護します。



引用元：日本弁理士会ホームページ  
<https://www.jpaa.or.jp/intellectual-property/>

商品を保護可能な知的財産権の例

意匠権

- ・筐体のデザイン
- ・ボタン部分のデザイン

商品名：K-Robot

商標権

- ・商品名
- ・商品のロゴ

特許権

- ・吸引機構の構造
- ・移動制御のプログラム

各知的財産権の詳細はこちら /



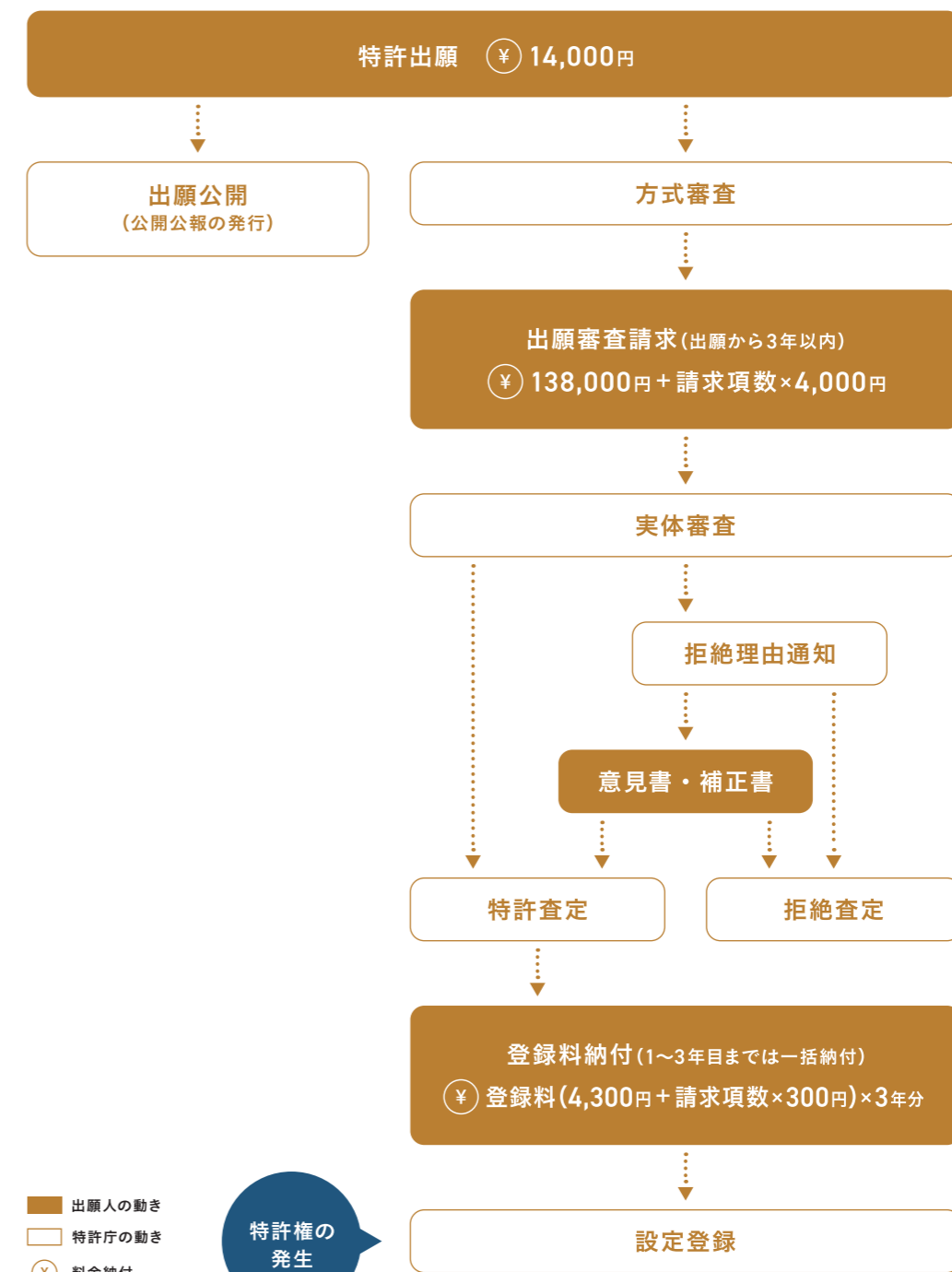
特許庁ホームページ  
「スッキリわかる知的財産権」  
<https://www.jpo.go.jp/system/basic/index.html#01>



知的財産権の取得までの流れ

では、知的財産権は何をすれば取得できるのでしょうか？答えは、「知的財産権の種類によって必要な手続きや取得までの流れは異なり、それぞれ必要な手続きを行う」になります。知的財産権の中でも代表的な「特許権」を例に挙げて紹介します。

● 特許審査の流れ



特許権の発生

引用元：特許庁ホームページ

おしえて! 知的財産権って?

## Q & A

### Q 知的財産権はだれのもの?

**A** 原則として、発明をした人(発明者)に、特許を受ける権利が発生します。つまり、最初に出願人(権利者)になることができる人は発明者です。しかし、特許を受ける権利は移転することができます。例えば、大学における発明の出願人は大学となる場合もありますし、契約や規則によっては発明者自らが出願人となる場合もあります。



日本弁理士会 関西会ホームページ  
<https://www.kjpaa.jp/qa/46395.html>

### Q 弁理士に相談する具体的なタイミングは?

**A** 特許はあくまでもアイデアを保護するための権利ですので、プロダクトが完成してなくても出願することができます。また、実施予定の有無に関係なく出願することが可能です。

### Q いつから出願の準備したほうがいいのか?

**A** 特許が認められる要件には「新規性要件」が含まれていますので、特許取得を考えているアイデアが世の中に公開される前、すなわち、少なくともプロダクトが世の中に発表される前には特許庁への出願手続きが完了している必要があります。

一方、商標には新規性要件に相当する実体的要件がないため、社名、プロダクト名称やロゴ(いずれも商標の一例)を世の中に公開した後のタイミングで商標出願を行ったとしても、問題はありません。しかし、早い者勝ちである点は、特許と同じです。第三者に先に商標権を取得されてしまうと、その商標を使用することができなくなります。よって、商標を公表するまでに、出願手続きを完了させることが好ましいです。

### Q いざ、相談したいと思ったときは?

**A** KINCUBA メンターの中に弁理士がいます。近畿大学の職員でもあるので、まずは相談しましょう。

#### KINCUBA COLUMN



知的財産は特許権を取得することだけでなく、起業のいろいろな場面で関連してきます。自らのビジネスのアイデアを特許で守るだけでなく、ネーミング(商標)、HP掲載(著作権)等、弁理士はアイデアを適切に保護、活用する場面で相談に乗ったり、知財戦略と一緒に検討したりすることができます。

**塚本 和也** 学校法人近畿大学 リエゾンセンター / 起業推進室 兼務

近畿大学大学院工学研究科修了後、民間企業にて知財部門で自社製品の権利化業務、知的財産管理業務、訴訟対応の他、経営層向けにパテントマップによる知財情報分析レポート作成に従事。現在は大学において産学連携のコーディネーター業務を行う他、弁理士として大学発ベンチャー創出の為、起業関連の支援も行っている。

## CHAPTER 12

### 事業目的により必要な許認可

(許可・届出・免許)

#### はじめに

会社の事業内容によっては、監督官庁の許認可、免許又は登録等が必要となる事業もあります。身近な例として、飲食店を営業するのであれば、都道府県知事の許可が必要となります。そして、許可等が必要な業種であるにも関わらず、取得せずに営業を行った場合は、処罰されることがあるので注意が必要です。

#### 取得のための手続き

許認可が必要である場合は、会社設立の準備段階で専門家(行政書士、有料職業紹介事業・労働者派遣事業は社会保険労務士)や監督官庁に問合せをし、許可を得るために必要な事項を確認しておくべきです。業種によっては、営業場所の構造や面積の要件、資産要件が課されているものがあるのでその要件も併せて確認する必要があります。

たとえば、国内旅行のパッケージツアーを扱いたいといった場合には、旅行業の登録(第2種旅行業務)が必要ですが、基準資産額として700万円以上(資本金の額とは異なる)、営業保証金が1,100万円(旅行業協会に加入する場合は弁済業務保証金220万円)、旅行業務取扱管理者の選任が必要です。

#### 許可・届出・免許の違い

許可とは、本来は自由なはずの活動を一般的に禁止した上で、その活動を行いたい者が行政に申請し一定の要件が満たされていれば、個別に解除する行為をいいます。

届出とは、行政に一定事項を通知をする行為であって、法令で通知が義務付けられている行為をいいます。よって、両者の関係性は、許可の方が届出に比べて厳しいということになります。

免許とは、酒税法や宅地建物取引業法の中で「免許を受けなければならない」とされているもので、ここでの法的性質は、許可と同義です。

#### KINCUBA COLUMN



まずは、やりたいビジネスが無許可営業とならないように計画段階から許認可の有無を調査することを忘れずに!(例えば、中古品を扱う「せどり」は比較的簡単に始めることができますが、古物商の許可が必要です。)

**滝脇 由香里** 司法書士・行政書士事務所 Phoenix 代表

近畿大学法学部を卒業後、大阪市内の法律事務所勤務。その後、司法書士試験及び行政書士試験に合格し、令和4年に司法書士・行政書士事務所 Phoenixを開業、現在に至る。

● 許可等が必要な主な業種一覧

※ここに挙げた業種以外にも、多くの許認可手続きがあります

許可等の種類	シーン	許認可等の種類	あて先	受付窓口
飲食業	・ 飲食店の営業 ・ 喫茶店の営業	許可	保健所長	保健所
古物商	・ 古物(一度使用された物品など)の売買 ・ 委託を受けて古物を売買をする事業	許可	都道府県公安委員会	警察署
深夜酒類提供飲食店営業	・ 居酒屋などで午前0時～6時に酒類を提供する場合	届出	都道府県公安委員会	警察署
酒類の販売業	・ 酒屋など酒類を未開栓のまま販売する場合	免許	税務署長	税務署
有料職業紹介事業	・ 職業紹介に関して、手数料や報酬をもらう場合	許可	厚生労働大臣	都道府県労働局
労働者派遣事業	・ 自身(派遣元事業主)が、雇用する労働者を、派遣先の指示の下、この派遣先のために労働に従事させる事業を行う場合	許可	厚生労働大臣	都道府県労働局
旅館業	・ 旅館 ・ ホテルその他宿泊業	許可	都道府県知事	保健所
宅地建物取引業	・ 不動産(土地・建物の売買) ・ 不動産の売買、賃借の代理、もしくは仲介の事業を行う場合	免許	国土交通大臣 又は 都道府県知事	都道府県

CHAPTER  
13

補助金の種類や申請

(国、自治体、企業等)

補助金・助成金とは？

補助金・助成金とは、国や地方自治体等が特定の事業や活動を支援するために、資金を提供する制度です。融資とは異なり、原則として返還する必要はありません。補助金の場合は、公募の受付期間でなければ申請できず、申請には事業計画書等の書類の提出を求められ、提出書類の審査を通過(採択)する必要があります。一方で、助成金は、公募期間が限定されておらず、原則いつでも申請が可能です。

● 起業初期におすすめの補助金・助成金

補助金名	特徴	補助対象	補助上限額 (従業員数により上限額は異なる)
ものづくり補助金	革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資をサポート	機械装置・システム構築費(50万円以上の申請が必須)、技術導入費、専門家経費、原材料費等	750万円～1億円
IT導入補助金	業務効率化やDXなどに向けたITツールの導入をサポート	ソフトウェア購入費、クラウドサービス利用料、導入関連費、PC・タブレット等	5万円～350万円
小規模事業者持続化補助金	経営計画に基づいて行う販路開拓や生産性の向上の取り組みをサポート	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費等	50万円～250万円
キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、派遣労働者等を正社員化、処遇改善の取り組みをサポート	正社員化・処遇改善の取組後6か月の賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有期雇用 → 正社員化：70万円+加算額</li> <li>・ 無期雇用 → 正社員化：40万円+加算額</li> <li>・ 賃金引上げ率3%以上5%未満 ：5万円+加算額</li> <li>・ 賃金引上げ率5%以上 6万5,000円+加算額</li> </ul>

## ■ 特定創業支援事業について

創業以前であれば、各市町村が策定し、継続的に行われる支援事業「特定創業支援事業」を受け、証明書が発行されると、会社設立登記にかかる登録免許税の軽減（株式会社の場合最低税額15万円→7.5万円）、日本政策金融公庫等の貸付利率の引き下げ等の優遇がある他、**小規模事業者持続化補助金の対象枠の増額（通常枠50万円→創業枠200万円）**があるため、法人設立前に「特定創業支援事業」を受けるのがオススメです。

近畿大学東大阪キャンパスがある「東大阪市」においても、「特定創業支援事業」を実施しているので、ぜひご利用ください。



創業支援等事業計画 | 東大阪市  
<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000018382.html>



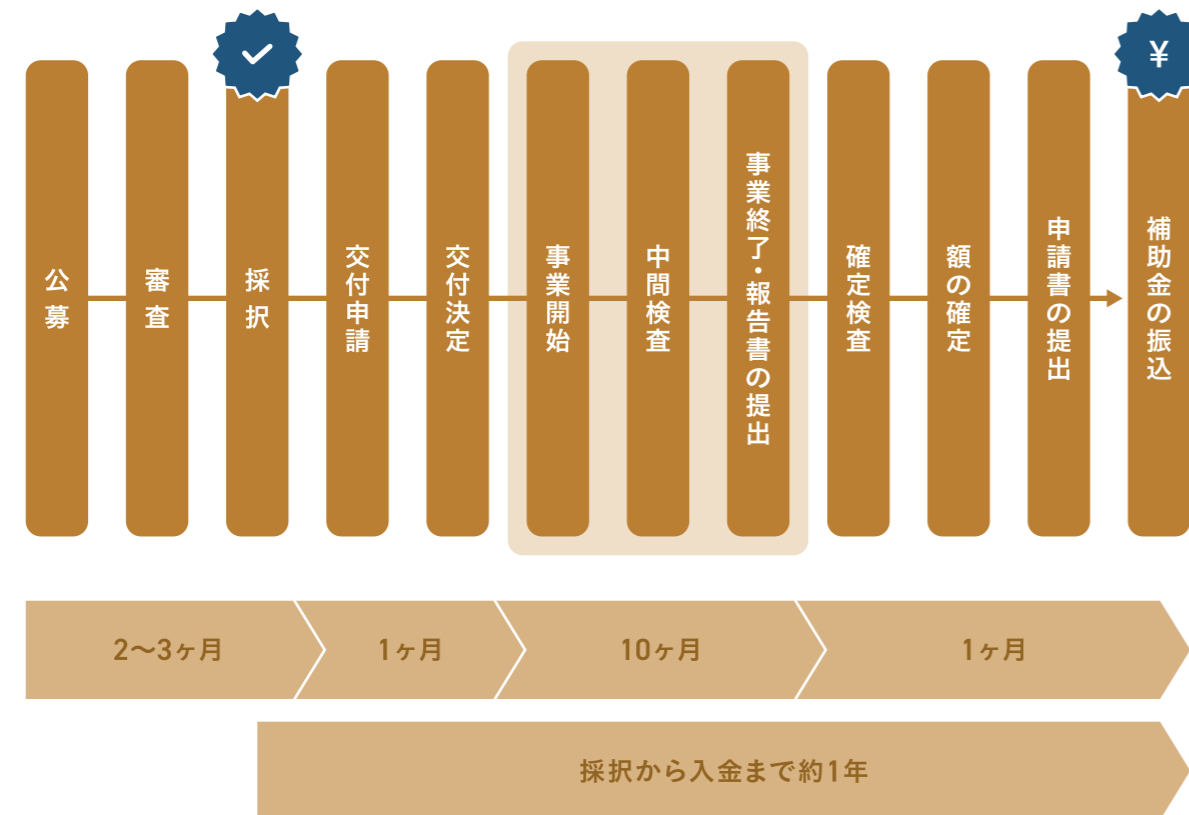
その他、各都道府県・地方自治体別の補助金の検索は独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「J-Net21」をご利用ください。



J-Net21  
<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/index.html>

## ● 補助金のスケジュール

補助金の支払いがあるのは事業期間の終了後であり、補助金の申請から入金までは通常1年程度かかります。補助金の入金よりも会社の支出が先になるため、資金繰りが厳しい場合は、金融機関によるつなぎ融資などを活用しましょう。



## ■ 補助率について

補助金は、事業経費の全額を負担するものではありません。例えば総事業経費が1,000万円、補助率が1/2の場合、補助金上限額は500万円、自社の支出は500万円となります。

## 補助金申請のポイント

### point 1

国・地方自治体の補助金の申請には、デジタル庁の行政サービス共通認証システム「gBizID プライムアカウント」（gBizID エントリーアカウントでは補助金申請できないので注意）を取得する必要があります。発行は無料で2～3週間程要するため、まずはgBizID プライムアカウントを取得しましょう。

### point 3

申請書類の中に「数値事業計画」がある場合、過度な成長曲線を描く数値事業計画は実行可能性が低いと判断される傾向にあります。一般的には事業期間内に事業投資金額の3～5倍程度の利益が出る事業計画が採択されやすいと言われています。

### point 2

補助金が採択されるためには、申請書類のうち、特に事業計画書の内容が申請する補助金の趣旨や目的に沿ったものであることが重要です。

### point 4

補助金申請時のルールである「公募要領」の読み込みや提出書類の作成には相当程度時間を要するため、必要に応じて専門家を活用することをおすすめします。報酬相場は、着手金5～10万円程度及び成功報酬（採択された場合のみ発生）が補助金採択金額の10～15%程度です。また専門家は、中小企業庁により認定された「経営革新等支援機関」がおすすめです。

## KINCUBA COLUMN



創業時は何かとお金が必要なので、利用できる補助金や助成金は是非とも活用しましょう！特におすすめなのは、『特定創業支援制度』です。会社設立登記の際の登録免許税が半額になります（但し、セミナー等の受講から証明書発行まで約1ヶ月半以上の期間が必要です）。

**滝脇 由香里** 司法書士・行政書士事務所 Phoenix 代表

近畿大学法学部を卒業後、大阪市内の法律事務所勤務。その後、司法書士試験及び行政書士試験に合格し、令和4年に司法書士・行政書士事務所 Phoenixを開業、現在に至る。

CHAPTER  
14  
資本政策

資本政策とは

資本政策とは、資金調達について「いつ、誰から、どのような条件・方法で、いくら調達するか」を計画することをいいます。特に、融資ではなく投資家から出資を受ける場合には、資本政策の失敗が事業の失敗に直結するおそれがあります（融資と出資の違いについては『10. 資金調達（出資、融資）』をご参照ください）。

また、外部投資家から資金調達を受けることは考えていないとしても、複数人で起業することを検討している場合には、やはり資本政策は極めて重要です。

資本政策を考えることは、誰に経営権を与えるかを考えること

投資家から出資を受けるということは、その投資家が会社の株主となるということです。このことは、会社の経営にとって大きな意味を持ちます。株式会社では、基本的に多数決により意思決定を行います。そして、会社法上、特に創業初期の会社では、ほとんど全ての事項の意思決定が株主総会で行われます。

典型的な失敗例として、仮に起業家が投資家から出資を受ける際に数十%の株式を渡してしまった結果、投資家の賛成を得られない限り事業を進められなくなるということがあります。投資家から出資を受ける場合には、できれば単独で普通決議事項を決められるように過半数、少なくとも自分の意に沿わない特別決議に対する拒否権を持つために3分の1以上の議決権を維持するようにしましょう。

● 主な決議に必要な持株比率



資本政策はやり直しができない

事業計画と異なり、資本政策は特に創業初期の失敗ほどやり直しができないとされています。例えば、創業時に資本金50万円、発行済株式1,000株、株価500円で起業したとしましょう。この時点では、仮に20%保有する株主から株式を買い取る場合、200株×500円=10万円です。

しかし、会社の事業が成長すると、数年後には株価20万円にまでなることもあります。そうすると、200株×20万円=4千万円の資金が必要となり実質買戻しが困難となります。また、そもそも株式を買い取るためには相手との合意が必要であり、一方的に株式を取り消すこともできません。このような資本政策に失敗してい

るスタートアップに対しては、事業に影響が生じることに加え、外部投資家も投資を躊躇することが多いため、誰にどのように株式を渡すかについては慎重に検討するようにしてください。

また、スタートアップでは、株主間の個人的な信頼関係が重要であり、好ましくない者が株主になることを排除する必要があります。このことから、法人設立の際には定款で株式の譲渡制限について定めておくべきです。この場合、共同創業者の保有株式を譲渡するためには会社法及び定款に定められた手続が必要となりますので、注意しましょう。

共同創業時の資本政策

共同創業における資本政策の  
リスク回避のポイント

まず、共同創業者のうち1人の創業時点の持株比率は少なくとも過半数、できれば3分の2以上とすることをおすすめします。共同創業の場合でも、通常その貢献度は対等ではなく、中心的役割を果たし、実質的に意思決定をしている人物がいるはず。その人物が過半数、あるいは3分の2以上の株式を持つことによって、会社の意思決定が困難となるようなトラブルを防ぐことができます。

また、創業株主間契約を締結することも重要です。創業株主間契約とは、創業時の株主を当事者とし、誰かが退任した場合、当該株主の株式を誰に・何株・株価何円で譲渡するか等について定める契約です。創業株主間契約について、ひな型を公開している法律事務所もあります（例えば、<https://www.azx.co.jp/wp-content/uploads/s2-1-2-2.pdf>）。しかし、実際にどのような契約にすべきかは個別事情によって異なるため、弁護士等の専門家に相談しながら当事者間でも条件を協議した上で、契約書を作成するようにしてください。

実際に資本政策について考えるときは  
専門家に相談

実際には、資本政策を作成するためには様々な専門知識や経験も必要となるため、いきなり自分だけで考えることは容易ではありません。そのため、資本政策を考える上では、VCやスタートアップに詳しい会計士・弁護士などの第三者に相談することをお勧めします。



自分で勉強してみたい  
という方におすすめ

KINCUBA COLUMN



資本政策は、夢を現実にするための「設計図」です。インターネットで調べても、生成AIに聞いても本当の真実は出てきません。取り返しのつかない失敗をしない為に、是非学びに来てください！

藤原 真吾 tryangle株式会社 代表取締役社長

大阪市立大学法学部卒業した後、2007年外資系製薬会社CSLベアリングにMRとして新卒として入社。その後、2018年にはtryangle株式会社を設立し、ハンドメイドの作り方SNSアプリ、パーティカルコマースである「クロッチャ」を運営。大企業との事業提携、VCより複数回資金調達に成功し、累計調達額は約2億円。上場を目指して事業拡大にまい進している。

CHAPTER  
15

## 留学生が起業する場合 (在留資格)

### はじめに

留学中に日本で起業を考える場合、留学生が留学の在留資格のままでは日本で事業経営をすることはできません。そこで、卒業後に起業して会社の経営ができる「経営・管理」の在留資格に変えることになります。

### 事業を営むための在留資格

「経営・管理」の在留資格を取得するためには、いくつかの要件を満たす必要があります。経営・管理の在留資格（経営管理ビザ）は、会社を設立して会社の事業を開始する準備が全て整ってから申請するので、在留資格が認められないとそれまでの会社設立のための投資が全て無駄になってしまいます。そのため、確実に在留資格の要件を満たすように準備を進めなければなりません。

### 経営・管理の要件

#### 1 事業所の確保

実際に事業を行うための物理的に独立した事務所が必要です。シェアオフィスやバーチャルオフィスは認められません。KINCUBA Basecamp も物理的に独立した事務所スペースではないので認められません。また、自宅を事務所として登録することは原則として認められていません。

#### 2 常勤の職員の雇用

1人以上の常勤の職員を雇用することが必要です。常勤の職員は、日本人、特別永住者及び永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者に限ります。

#### 3 資本金の確保

最低3000万円の資本金が必要です。

#### 4 日本語能力

経営者または常勤の職員に相当程度の日本語能力があることが求められますが、日本の大学を卒業していればこの要件は満たします。

#### 5 経歴(学歴・職歴)

経営管理又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野に関する修士以上の学歴または事業の経営又は管理について3年以上の経験が必要です。

#### 6 事業の適正性・安定性・継続性

具体的で実現可能な事業計画書を提出する必要があります。この事業計画書は、中小企業診断士、公認会計士、税理士の確認を受けなければなりません。

### 留学生の起業準備のステップ

#### step 1 事業計画の作成

ビジネスアイデアが具体化したら、事業計画書を作成します。入管は、在留資格審査の際に事業の適正性、安定性、継続性を重視します。これらを事業計画書で説明しなければなりません。

**適正性** 日本で適法に行われる事業であれば制限はありません。許認可が必要な事業については、少なくとも在留資格申請の時点において確実に許可を取得する見込みであることが必要です。

**安定性 継続性** 事業が安定して継続的に営まれるものと客観的に認められることが必要です。これは単に資本金の大小ではなく、事業により得られる売上高、経費、利益などから総合的に判断されます。

#### step 2 資金調達方法

事業計画の作成と平行して、次に資金調達を考えます。ここでいう資金調達は、会社設立当初の資本金の調達のことです。在留資格申請の際に、資本金をどのように調達したのか、その説明と証拠書類の提出が求められます。まずは自己資金として、自分の貯金や家族からの支援を考えることになるでしょう。

留学中にアルバイトをして資本金を蓄えるのはNGです。なぜなら、留学中のアルバイトは、留学中の学費その他の必要経費を補う目的である場合に許可されるのであり、それを超えて貯蓄（資産形成）をする場合は、この要件を満たさないことになるからです。

#### step 3 設立手続きと在留資格の申請

##### 会社設立の手続き

まずは会社の設立登記をします。詳しくは、『05. 会社の作り方』を参照してください。

##### 在留資格の申請

管轄の入管に経営・管理への在留資格変更申請をします。申請から許可まで2〜3か月かかることもあるので、早めに申請できるように準備しましょう。

##### 設立後の各種届出

設立後は税務署等への届け出をします。詳しくは、『【別録】登記、開業後の手続き一覧』を参照してください。税務署への届出書類は、在留資格申請の際の添付書類になります。

### KINCUBA COLUMN



まずは、「留学」の在留資格から「経営・管理」への在留資格の切替え（変更手続）が必要です。留学中の在留状況も審査対象となるため、資格外活動許可を得てアルバイトをしている場合は、くれぐれもオーバーワークにならないように留意してください。

**滝脇 由香里** 司法書士・行政書士事務所 Phoenix 代表

近畿大学法学部を卒業後、大阪市内の法律事務所で勤務。その後、司法書士試験及び行政書士試験に合格し、令和4年に司法書士・行政書士事務所 Phoenixを開業、現在に至る。

# COLUMN

契約書ってなんかコワイ!

## 起業家の契約書との付き合い方

ビジネスをやっていく中では、業態によって多い少ないはあるにしても必ず契約書というものを目にする機会がでてきます。

よくわからない言葉が多く不安になる人もいれば、契約紛争で痛い目を見るまでなかなかその重要性に気付かない人もいるという契約書について取り上げてみます。

そもそも契約って何?

### 当事者の法的な取り決めが契約!

契約というのは、お互いの法的な取り決めであり、契約の成立により、例えばサービスを提供する、それに対して代金を支払うというような義務がお互いに発生します。そして、契約書というのはその取り決め内容を文書化したものになります。実は、契約というものを締結するのに形式は決まっています。メールのやり取りでも成立しますし、なんだったら口頭でも成立します。お互いがどんな義務を負うかなどを合意できていればいいのです。では、なぜビジネスの世界では契約書が作られることが多いのでしょうか。その機能は大きく分けて二つ。

### 1 紛争の未然防止!

電話で何となく契約の内容を取り決めてお金を払った、というような場合に、もし、聞き間違いや言い間違い、解釈の違いなどでお互いに認識の不一致があると、そのあとに紛争が起こることは容易に想像できます。

例えば、以下のようなことが起こります。

- ・ お金払って買ったのに欲しい製品と違った!
- ・ 業務委託契約で、〇〇の業務も料金内でやってくれると思っていたのにやってくれない!

### 2 自社に有利なルールを作ること!

契約では当事者の合意により、法律にない義務や法律上のルール変更が可能です。企業は自社に有利な条件を目指し、自社の義務を軽く相手の義務を重くする契約書を作成します。例えば賠償責任範囲を法律より狭める、著作権移転を明記して制作物を自由に使えるようにするなどです。このように、自社に有利なルール設定は契約書の重要な機能です。



契約書は、お互いに「やってほしいこと」「やってはいけないこと」を明確にする重要な役割を果たしています。きちんと契約書を作成しないと、良好な関係であってもトラブルになることがありますので、軽視しないようにしましょう。

**新井 健** 学校法人近畿大学 法務部 弁護士

近畿大学大学院 法務研究科 法務専攻専門職学位課程修了後、2014年に司法試験に合格し、法律事務所にて勤務。現在は大学において契約書審査や各部署からの法務相談等を担当。

## 契約書との付き合い方

ここまでで契約書の機能はなんとなくわかったかと思いますが、実際の契約書の内容は法律用語満載でよくわからん! どうすればいいの?と思われるかもしれません。答えは簡単。社内に法務に詳しい人材を雇うか、弁護士などの契約の専門家に契約書作成やチェックを依頼するのが安心!ということになります。

とはいえ、起業したての頃は当然、予算も限られており、社内に法務人材を雇うどころかスポットで弁護士に依頼するのも難しいということが多いかと思いますが(弁護士に依頼した場合、内容にもよりますが契約書の確認でも1本5万円〜、契約書の作成であれば10万円〜、くらの費用感は覚悟しておく必要があります。)

じゃあどうすればいいの?

まず、前提として契約書コワイ!ということから起業家自身が自分で作成、チェックできるように一から法律や契約書の勉強をするのはやめたほうがいいです。リーガルテックのサービスを作るのでもない限り、その暇があったらサービスを開発したり、営業した方が効率的ですし、生兵法は大怪我の基です。

### 最低限のチェックを自分で行う

専門家に依頼できないということであれば、起業家が自分(もしくは他の役員や社員)で確認するしかありません。

契約書の機能の2つ目(自社に有利なルール設定)は、法律上のルールの理解や契約書修正のスキルがいりますので素人には難しいです。しかし、1つ目の機能(紛争の未然防止)については、例えば、契約の相手方が契約書を作成して提示してきた場合には、少なくとも交渉過程で取り決められた内容が契約書に反映されているかについては、特別なスキルがなくとも契約書をきちんと読めば大きな間違いには気づくことも多いはず。契約書作成については、チェックに比べて難易度が上がりますが、どうしても作らなければならないということであればネットや書籍などでひな形を探して作る必要があります。

### 重要なものについては専門家に依頼する

契約書によって、リスクや作成・確認の難易度も大きく異なります。例えば、研究開発契約などの難解な契約や取引の単価が大きい契約、長期間使うような自社サービスの契約書のひな形、著作権や特許権など知的財産権が関わる契約など自社にとって重要な契約は、費用が発生するとしてもビジネス法務に知見のある(できればベンチャー企業の事情もある程度知っている)弁護士などの専門家に依頼するようにしましょう。

## 学生がビジネスコンテストで入賞し、その後起業する場合の注意点

ビジネスコンテストに参加して受賞し、その後起業する場合に、主に①知的財産の利用の観点、②賞金(活動支援金)の活用観点から注意すべき点があります。

この点に関して、東海地区の大学コンソーシアムによる起業家育成プロジェクトであるTongaliが、学生スタートアップ起業家の盲点 ~作成しておくべき書式~という記事を取りまとめているのでぜひご覧ください。



注意すべき事例の解説だけでなく、その事例に対応する契約書の雛形をダウンロードすることができます。対象となる学生の方はご活用ください。

<https://tongali.net/student-entrepreneur/>



別録!

## 登記、開業後の手続き一覧

項目名	場合	法人・個人	相手先	添付書類・必要情報	対応できる専門家
1 ・履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	必須	法人	法務局	—	専門家の必要なし
2 ・法人設立届出書 (個人：開業届) ・青色申告の承認申請書 (個人はこちら)	必須	共通	税務署	・定款写し (個人：特になし)	税理士
3 ・給与支払事務所の 開設届出書 ・源泉所得税の納期の 特例の承認に関する申請書	必須	共通	税務署	特になし	税理士
4 ・消費税課税事業者選択届 ・適格請求書発行事業者の 登録申請書	消費税の課税事業者を 選択する場合	共通	税務署	特になし	税理士
5 ・健康保険/ 厚生年金保険新規適用届 ・保険料口座振替納付申出書 (口座振替を希望する場合)	消費税の課税事業者を 選択する場合	共通	日本年金機構 事務センター、 または管轄の 年金事務所	事業者の、 ・履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は、 事業主の世帯全員の住民票の写し)	社労士
	・被保険者資格取得届	共通	日本年金機構 事務センター、 または管轄の 年金事務所	加入する役員・従業員の、 ・氏名、生年月日 ・マイナンバー (または、基礎年金番号&住所) ・標準報酬月額	社労士
	・健康保険被扶養者(異動)届、 国民年金第3号被保険者関係届	共通	日本年金機構 事務センター、 または管轄の 年金事務所	扶養に入れる配偶者・家族の、 ・氏名、生年月日 ・マイナンバー (または、基礎年金番号&住所)	社労士
6 ・保険関係成立関係届 ・概算保険料申告書	従業員を雇用する (アルバイト等の 短時間勤務も含む)	共通	労働基準監督署/ 都道府県労働局	事業者の、 ・履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は、事業主の 世帯全員の住民票の写し) ・賃貸借契約書等 (本社所在地と事業所が異なる場合)	社労士
7 ・雇用保険 適用事業所設置届	雇用保険に加入する 従業員がいる	共通	公共職業安定所 (ハローワーク)	事業者の、 ・履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は、事業主の 世帯全員の住民票の写し) ・開業届(個人事業主の場合のみ) ・労働保険 保険関係 成立関係届の提出控え ・労働者名簿	社労士
	・雇用保険 被保険者資格取得届	共通	公共職業安定所 (ハローワーク)	加入する従業員の、 ・氏名、生年月日 ・雇用保険 被保険者番号	社労士
8 会計ソフトの選定	ほぼ必須	共通	—	—	税理士
9 給与計算・労務管理ソフトの選定	従業員が居る場合	共通	—	—	税理士・社労士
10 ・金融機関口座の開設	ほぼ必須	共通	金融機関	・履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は、事業主の 世帯全員の住民票の写し) ・金融機関への届出印 ・その他、金融機関所定の書類	専門家の必要なし
11 ・法人名義クレジットカードの 作成	ほぼ必須	共通	クレジット カード会社	・クレジットカード会社 所定の書類	専門家の必要なし

## 1 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の取得

金融機関の口座開設や社会保険の手続等、様々な場面で求められるので、法人登記が完了したら最寄りの法務局で最初に取得しましょう。なお、現在事項全部証明書、という書類もありますが、こちらだと手続上受け付けてもらえない場合がありますので、必ず履歴事項全部証明書を取るようしてください。

手続によって原本を提出する必要がある場合もあるので、2～3部取得しておくが無難です。

## 2 法人設立届出書、青色申告の承認申請書

## 法人設立届出書

新たに法人を設立する際に必要な書類です。この届出書は、法人の設立を正式に税務署やその他の関連機関に通知するために提出されます。法人設立届出書は、設立後2ヶ月以内に法人所在地の所轄税務署に提出する必要があります。また、都道府県税事務所や市区町村の役所にも提出が求められる場合があります。

## 青色申告書

税務申告で「青色申告」と「白色申告」の2種類の方法があります。「青色申告」で税務申告をした場合に税務上のメリットがあります。「青色申告」をするためには、「青色申告の承認申請書」を法人税などを納税する所轄税務署に提出することで手続きを行うことができます。昨今では会計ソフトを活用することにより、特定の情報を入力することで、「青色申告の承認申請書」などの書類を自動で作成するサービスもあります。なお、設立時の青色申告の承認申請書の提出期限は、設立の日以後3カ月を経過した日と設立第1期目の事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日までとなります。

## 青色申告を行うことで得られる主なメリット

## 欠損金の繰越控除

青色申告を行っている法人は赤字を最大で10年繰越することができます。例えば、ある年に赤字が発生した場合、この赤字を翌年度以降に発生した黒字と相殺することにより税金支払いを抑えることができます。

## 欠損金の繰戻しによる法人税の還付

青色申告を行っている資本金1億円以下の会社は、当期に発生した赤字を前年に発生した黒字と相殺して、法人税の還付を受けることができます。

## 30万円未満の減価償却資産を一括で経費処理

通常、取得した減価償却資産は、減価償却によって毎年、費用化していきますが、青色申告を行うことによって、取得価額が30万円未満の減価償却資産に関して、取得した年に一括費用処理を行うことが可能です。

## 中小企業投資促進税制の利用

青色申告を提出している会社は、機械装置等を導入するした場合、取得価額の30%を特別償却費に計上もしくは取得価額の7%の税額控除を選択適用できる制度です。この制度を活用することにより、税金を抑えることができます。

一方で、デメリットとしては、青色申告を行った場合には複式簿記による帳簿を作成する必要があります。また、用意すべき書類も多くなります。ただし、法人の場合には帳簿を作成する必要があるのと、近年では会計ソフトの活用などにより、帳簿作成による工数が少なくなっていますので、複式簿記による帳簿の作成は、大きなデメリットにはなりにくいです。

### 3 給与支払事務所等の開設届出書・源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

#### 給与支払事務所等の開設届出書

事業者が役員報酬や給与の支払いを開始する際に税務署に提出する届出書です。給与の支払いを開始する日から1ヶ月以内に提出しなければなりません。法人を設立した場合、役員報酬などを支給する機会が多いと思いますので、会社の設立と併せて提出しておくのがよいでしょう。

#### 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

給与等を支給した場合、事業者は所得税を源泉徴収する必要があり、源泉徴収した所得税は原則として翌月10日までに納付しなければなりません。ただし、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書を税務署に提出すると、この源泉所得税の納付を半年ごとにまとめて行うことができ、事務負担の軽減になります。

なお、給与を支給する役員や従業員が10名未満である場合のみ適用することができますが、法人設立時に10名以上の役員・従業員がいることは少ないかと思しますので、給与支払事務所等の開設届出書と同時に提出しておくのが良いかと思します。

### 4 消費税課税事業者選択届・適格請求書発行事業者の登録申請書

設立と同時に消費税の課税事業者(=インボイス登録事業者)となることを選択する場合、消費税課税事業者選択届と適格請求書発行事業者の登録申請書を、税務署に提出します。これらを提出しない場合は、原則として設立から2期目の終わりまでの間(最大2年間)、免税事業者となります。

免税事業者は消費税の納付義務がありませんので、金銭的に有利になる場合があります。消費税の仕組みは非常に複雑であり、これら以外にも考慮すべき点が存在する場合がありますので、判断が難しい場合は税理士に相談することをおすすめします。

### 5 社会保険に関する手続き

法人の場合は必ず、また、個人事業主として起業する場合であっても5人以上の従業員を雇用する場合は、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の適用事業所となります。

#### 健康保険・厚生年金保険新規適用届

給与等を支給した場合、事業者は所得税を源泉徴収する必要があり、源泉徴収した所得税は原則として翌月10日までに納付しなければなりません。ただし、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書を税務署に提出すると、この源泉所得税の納付を半年ごとにまとめて行うことができ、事務負担の軽減になります。

なお、給与を支給する役員や従業員が10名未満である場合のみ適用することができますが、法人設立時に10名以上の役員・従業員がいることは少ないかと思しますので、給与支払事務所等の開設届出書と同時に提出しておくのが良いかと思します。

#### 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届

正社員・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が正社員の4分の3以上ある従業員は、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入者となります。法人の役員(取締役等)も同様に社会保険加入者となりますが、役員報酬がゼロの場合は加入者となりません。また、扶養する者がある従業員については、「健康保険被扶養者(異動)届/国民年金第3号被保険者関係届」も同時に届け出ます。

なお、役員や従業員が社会保険の加入要件を満たしているかどうか判断に迷った場合は、社会保険労務士にご相談いただくことをお勧めします。

#### 健康保険・厚生年金保険 保険料口座振替(変更)申出書

(※口座振替を希望する場合)

#### 健康保険被扶養者(異動)届/国民年金第3号被保険者関係届

### 6 7 労働保険に関する手続き

正社員・アルバイトなど雇用形態にかかわらず、従業員を1人でも雇い入れた場合は、労働保険の手続きが必要です。

#### 保険関係成立届

労働保険関係が成立した日(はじめて従業員を雇用した日)の翌日から10日以内に、労働基準監督署へ提出します。労災にかかわる大事な届出ですので、必ず届け出ましょう。

#### 概算保険料申告書

労働保険は、毎年4月1日～翌年3月31日为一个の期間とし、その期間の保険料を概算して先に納付する仕組みです。労働保険関係が成立した年は、その成立日を含む期間の労働保険料を概算して「概算保険料申告書」を都道府県労働局へ届け出るとともに、概算保険料を納付します。この申告と保険料の納付は、労働保険関係が成立した日の翌日から50日以内に行います。

#### 雇用保険適用事業所設置届

#### 雇用保険被保険者資格取得届

次の①②両方に該当する従業員は、雇用保険の対象となります。①1週間の所定労働時間が20時間以上である。②31日以上雇用されることを見込まれる。雇用保険の対象者がいる場合は、「雇用保険適用事業所設置届」を設置の日(通常は最初の対象者の入社日)の翌日から10日以内に、また、その対象従業員ごとに「雇用保険被保険者資格取得届」を入社翌月10日までに、ハローワークへ届け出ます。

### 8 9 会計ソフト、給与計算・労務管理ソフトの選定

財務・税務処理を行うにあたっては、会計ソフトの導入は不可欠です。会計ソフトの導入を行うことにより、正確かつ効率的に処理を行うことができます。会計ソフトの選定にあたっては、クラウド型やオンプレミス型があり、どちらの会計ソフトが適しているかどうかはメリット・デメリットを考慮して導入を検討して下さい。

クラウド型のメリットとしては、はインターネットを介してどこからでもアクセス可能で、リモートワークに適しています。また、自動で最新バージョンにアップデートされるため、常に最新の機能を利用できます。初期導入コストが低く、月額料金制が多いため、小規模企業にとっては導入しやすい点も魅力です。一方でデメリットは、インターネット接続が必須で、接続が不安定な環境では利用が困難です。また、データのセキュリティについては提供元の対策に依存するため、不安を感じる企業もあります。

オンプレミス型のメリットは、自前で運用するため、データのセキュリティ管理がしやすい点が強みです。また、アップデートやシステムの管理を自社で行う必要があり、ITリソースが必要です。どの会計ソフトを使うかどうかの選択は企業の規模やニーズに応じて行う必要があります。

### 10 金融機関口座の開設

法人名義の金融機関口座の作成にあたっては、銀行、信用金庫などで作成することになります。しかし、創業初期においては、出来る限り金融機関取引のコストをかけないようにするには、インターネットバンクのみに対応している金融機関からの口座を開設することを検討するのも一つです。

#### どこの金融機関で作るかどうかを検討する際のポイント

- ・クラウド会計などと連携できる金融機関口座であるかどうか？
- ・法人名義の口座を作りやすいかどうか？
- ・日本政策金融公庫から融資を受ける際に振込が可能となる金融機関かどうか？
- ・その他付帯サービスが充実しているかどうか？ など

### 11 法人名義のクレジットカードの作成

事業カードを作ることは必ずしも必要ではありません。しかしながら、事業カードがあることにより、①事業カードによる支払いが必要になる、②事業カードによる支払いの方が手続きが簡便、③資金繰りが改善するなどのメリットがあることから、事業カードを作成するかどうかの検討することをお勧めします。

#### どこの事業カードを作るかどうかを検討する際のポイント

- ・幅広く支払いに対応しているかカードであるかどうか？
- ・クラウド会計などと連携できるカードであるかどうか？
- ・カード利用料やカード維持コストが高くないかどうか？
- ・カードを作りやすいかどうか？
- ・その他付帯サービスが充実しているかどうか？